



「華の50歳組」 歓迎しセプション

第2回定例会

- 平成21年度阿久根市一般会計は補正予算第2号の4億1,450万円を可決して、総額101億7,379万8千円となる。補正予算第3号224万円は否決。
- 平成21年度阿久根市国民健康保健特別会計は補正予算第2号の事業勘定を6,224万1千円を可決して、総額35億7,005万1千円となる。
- 平成21年度阿久根市老人保健医療特別会計は補正予算第1号の457万8千円を可決して、総額3,161万2千円となる。
- 平成21年度阿久根市介護保険特別会計は補正予算第1号の事業勘定を3,456万5千円を可決して、総額22億3,214万6千円となる。
- 一般質問に11人が登壇し、活発な議論を展開

平成21年第2回定例会は、9月4日から10月1日までの28日間の会期で開かれ、平成21年度補正予算5件、教育委員会の委員の任命についての議案など10件が提案されました。このうち、教育委員会の委員の任命については1件が同意、2件が不同意、固定資産評価審査委員会の委員の選任については同意となりました。「財産の処分について」他3件は否決され、その他については原案どおり可決されました。

このほか報告1件は報告のみ、意見書2件が原案可決、陳情4件のうち2件が採択、2件が趣旨採択となりました。また、「阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」他1件は閉会中の継続審査となり、さらに平成20年度の決算認定8件についても、決算特別委員会が設置され付託のうえ閉会中の継続審査となりました。

平成21年第2回定例会 議案及び審議結果

番 号	内 容	議 決 日	結 果
議案第28号	教育委員会の委員の任命について	平21.9.10	同 意
議案第29号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	平21.9.10	同 意
議案第31号	阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	平21.9.10	原案可決
議案第32号	阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	平21.9.10	原案可決
議案第38号	教育委員会の委員の任命について	平21.9.10	不 同 意
議案第39号	教育委員会の委員の任命について	平21.9.10	不 同 意
陳情第13号	根比海岸線の浸食防止策を求める陳情書	平21.9.10	採 択
報告第32号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	平21.9.17	(報告のみ)
	会期延長の件	平21.9.25	決 定
議案第33号	平成21年度阿久根市一般会計補正予算(第2号)	平21.9.25	原案可決
議案第34号	平成21年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	平21.9.25	原案可決
議案第35号	平成21年度阿久根市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	平21.9.25	原案可決
議案第36号	平成21年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第1号)	平21.9.25	原案可決
議案第43号	平成21年度第6次拡張事業上水道区域電気計装設備工事請負契約の締結について	平21.9.25	原案可決
陳情第14号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情	平21.9.25	採 択
陳情第15号	環境センター(じん芥処理施設)の早期移転を求める陳情書	平21.9.25	趣旨採択
陳情第16号	景気対策及び雇用対策としての公共工事の発注についての陳情	平21.9.25	趣旨採択
意見書第2号	阿久根市の根比海岸の浸食対策を求める意見書	平21.9.25	原案可決
意見書第3号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書	平21.9.25	原案可決
議案第40号	財産の処分について	平21.10.1	原案否決
議案第41号	阿久根市保育所条例を廃止する条例の制定について	平21.10.1	原案否決
議案第42号	阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平21.10.1	原案否決
議案第44号	平成21年度阿久根市一般会計補正予算(第3号)	平21.10.1	原案否決
	議案第30号 阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第37号 阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について閉会中の継続審査を求める件	平21.10.1	決 定
	認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号について閉会中の継続審査を求める件	平21.10.1	決 定

○議決結果(賛否が分かれた案件のみ)

議 案 名	議員名(議席番号順)															議決結果	
	大田重男	古賀操	松元薫久	野畑直	中面幸人	牛之濱由美	石澤正彰	牟田学	濱崎國治	岩崎健二	木下孝行	児玉賢一郎	檜柑幸雄	山田勝	鳥飼光明		濱之上大成
財産の処分について	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	否 決
阿久根市保育所条例を廃止する条例の制定について	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	否 決
阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	否 決
平成21年度阿久根市一般会計補正予算(第3号)	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	—	否 決

教育委員の任命については議案第29号・議案第38号・議案第39号の3件が提案された。無記名投票の結果、議案第28号は全員賛成で同意され、議案第38号は賛成7票、反対8票で議案第39号は賛成5票、反対10票でいずれも不同意となった。固定資産評価委員会の委員の選任については、無記名投票の結果、全員賛成で同意されました。

※濱之上大成議長は、議長職のため特別多数議決以外の議案については、表決(賛成、反対の意思表示)権はありません。

(表の見方) ◇は賛成、◆は反対

賛否が分かれた案件について の各常任委員会報告

各常任委員会はそれぞれ付託された議案の審査等を行い、主に次のような報告等が述べられました。

なお、報告等の内容は要約してありますのでご了承ください。

産業厚生委員会

委員長 木下孝行

議案第四十号 財産処分について

去る九月十日の本会議において、当委員会に付託された。本議案は、当委員会が平成二十一年第一回定例会で、閉会中の継続調査を求めた保育行政における調査中の内容と関連する部分が大変多いので、その経過も含め報告します。

八月四日、所管調査事項である保育行政についてを議題とし開催いたしました。

その中で委員より「保育所

選定委員会の答申と、市長が決定し、説明された内容と食い違っているようである。関係課長の出席をお願いしたい。」との要望があり、所管課を呼び調査しました。

「全員協議会での総務課長の説明で、判定方式に問題があったと言われたが、どのような部分で問題があったのか。」の問いに、「行革推進室からの疑義ということでは伺っているが、その疑義の内容は、採点方法には明らかに個人差があり、正しい評価分析とはいえない。また選定委員一名は二十六の設問中十二問について全く採点をしていないので、選定委員としての立場からは除外することが適当と思われる。採点の個人差はともかくとして、各選定委員によるいずれの保育園を選定したかは評価できる。以上の結果、蓮華保育園五、文旦保育園四、両者同点三。結果は蓮

華保育園が有利とはいえ、その差が一名であり、しかも同点者が三名もいることを考慮すると、両保育園に対してはほとんど差がないという結論が妥当と思われる。また、補足として二十六設問の重要度の比較、全設問が五点満点でいいかどうかの検討もあつてよいと考察されるということでは疑義があるということではこちらは受けとつている。」との答弁でした。

「一たん選定委員会で決定され、結果的には市長の判断で、決定したという報告が、全協であつたわけだが、選定委員会の中からそれはおかしんじゃないかという意見は出なかつたのか。」との問いに、「七月十四日に開いた選定委員会の中で、もう一度皆さんに確認したら、蓮華保育園ということでは意見は一致した。そのあとに市長がみえて自分の判断で文旦保育園に決定したということをお願いに來られたが、なぜそうなのかというところで、委員からの意見は出ている。ただ、市長としてはもう自分の判断で決めた。理由は経営者の質、たということとを言われた。」との答弁で

した。

「選定委員会の中で経営者の質を問うことがあつたのか」との問いに、

「質を問うというよりも、それぞれの保育園の理事長からプレゼンテーションを受けたので、それが採点結果に反映されたものと考えている。

なお、プレゼンテーションのときに蓮華保育園は息子さんが代理で來られ、その中で説明が少し足りなかつた部分があつたように感じたという委員の方もいらした。」との答弁でした。

「先ほど選定委員の判定の審査区分について、二項目だけ省いた理由は何かあつたのか。」(六の一)、移管後に園長予定者が十分な経験を持ち、管理が的確に行われると思うか。というのをなぜ消したのか。市長の意見が経営者の質であるということであれば、(六の一)は、残しておくべきであつて、今言われた理由は後継者の問題だと思ふが、そこらまではつきりとした中で選定委員会をすべきではなかつたか。」の問いに、

「三月十一日の選定委員会の中で同じような質問が出て

いる。その中で答えとして、(一の一)については監査報告を添付していなかつたということと削除したこと。また、事務局で確認をして両方とも概ね良好ということと削除したということになつている。

また、(六の一)は移管後の園長予定者を紹介しなかつたので削除させていただくと議事録の中に残つている。」との答弁でした。

「なぜ阿久根市立の保育園から民間に移譲するのか。民間になると営業で利益を優先されるものと思う。保育園を民間に移譲して、もしかすると将来なくなつてほかに売られるかもしれないので、売買契約の中でその担保した上での移譲をやるべきだ。これらの条件等については全く考えないのか。」との問いに、

「法人の募集要綱の中に、その辺はうたつてある。また、保育制度の改正や保育状況の変化により保育所運営の条件を変更するときは阿久根市と協議をすることとなつている。」との答弁でした。

「この選定判定表というか、点数は、あくまでも最終的に市長が決定するための参考

にするという点数なのか。ここの決定という点差が最終的な決定ではないか。そこだけ確認したい。」との問いに、

「選定委員会は諮問委員会であるので、委員会の意見を上申し、それをもって市長が決定することになると思う。」との答弁でした。

次に、八月二十四日に委員会を開催し、保育所移管先選定委員会の委員五名を参考人としてお呼びし、所管課も呼んで意見聴取、質疑を行いましたので報告いたします。

「選定判定表の(一―一)については、監査、検査等の指摘事項に大きな問題はないか。また指導、指摘があった場合、改善されているかという審査区分になっており、その答えとして三月十一日、第三回委員会において、(一―一)について監査報告を添付しておらず、事務局で確認したところおおむね良好と聞いているというような答弁がなされているが、監査報告を添付していないのによつと問題があるのではないか。もし、監査をされたのであれば監査報告をなぜ提出、添付させなかったのか。理由

は何か。」との問いに、

「この会の時点で、定期監査では両方の園とも普通監査において指摘は受けていなかった。定期監査においては指摘事項なしと委員の方々にはお話しはしている。ただ、あと特別監査というのが別に入ったというのは、このあと県のほうから伺ったことである。」との答弁でした。

「一般監査については指摘がなく、その後特別監査について話があったが、特別監査で何か問題があったのか。」との問いに、

「特別監査においては指摘を受け、指導のほうも一つの園のほうは受けている。」との答弁でした。

「その件については、参考人の方々には報告はされているか。」との問いに、

「すでに委員会の決定が出ていたので、委員の皆さんには一切報告はしていない。」との答弁でした。

「委員会の決定が出ていたということであるが、それは委員会の決定が出ていたということであつても、特別監査の内容というのが、委員会の決定を修正するようなものに

値するようなものであれば、今回の件については報告すべきであつたんじゃないかと思うが、どうか。」との問いに、

「実際この項目が解除されたということからすると、再度、ここの監査の事項を報告の上で審査をし直さなければならなかったのかというふうな今では思っている。」との答弁でした。

「参考人の方にお聞きするが、今の質疑、応答の件について、実際に定期監査には問題なかったが、その後、臨時の監査が入ったと。それについて皆さんには報告はなされていないことについて、それがもしあるとすればここの審査内容に変更があつたのではないかと思われる節があるが、皆さんのご意見はいかがか。」との問いに、

一人目の参考人は「監査の結果も聞いていないし、応答できない。」との答弁でした。

二人目の参考人は「私も三月十一日の委員会において、この判定表について説明を受けながら、先ほどから指摘されている(一―一)、(六―一)については算定をしないで

いいという説明を聞いて、そのとおりにも私は一から五の項目で判定してきている。先ほどの問題の提案がなされておられるものは、聞いたようで聞かんような、よくわからないよなという感じで過ぎてきたように思う。

だから、算定表の提出をお願いされた時点ではこれだけを集中的に私どもは考えて、現在まできているというふうな考えている。

先ほどの特別監査があつたというのにはよく理解していない。我々には説明が、できていなかったのではないかと感じていた。」との答弁でした。

三人目の参考人は「同じである。聞いていないし、もしその結果に大きな何か指摘されるような何かがあれば、どちらかわからないが、私個人の判定はその項目においては変わったかもしれない。しかしそこは最初から省かれていましたので。」との答弁でした。

四人目の参考人は「私が(一)を削除と、こう質問したのは福祉施設というのは県の指導監査というのがあるが、その中でいろんな監査が入つて指摘事項、指導事項などが

あるのだが、それについては委員はわからないと。添付の資料もないのでそれはわからないからこれはどうかとしたら削除になったと考えている。もしそれが、他の参考人も言われたように、その項目があつて指導監査の指摘があつたということであれば、その項目については私も判定材料にはしていたらと思う。」との答弁でした。

五人目の参考人は、「特別監査のほうで指摘があつたということだが、その内容を聞いていないというのは残念であるが、その指摘内容にもよるが、こちらに連絡がなかったという事は、当然指摘があつて、園のほうで指摘された事項を改善した、若しくは改善するということを前提に話しが進んでおられたんじゃないかと思う。

審査に係るほど重大な事項であれば当然こちらにも連絡があつたんじゃないかと思うので、審議が判定を変えることまではなかったと思う。」との答弁でした。

委員から「この中では選定の最終的な判断というのは、僅差、五分五分という感覚で

書かれているが、皆さん選定員の中では雰囲気的にそうだったのか。これは非常に言いづらいと思うがどうか。本当の僅差だったのか。」の問いに、

参考人から「五が蓮華、文且が四、同点が三だと言われているから僅差だったのかというふうに感じる。また、この同点の三をどっちに向けるかという審議がなかった。また、五対四の僅差は、発表していただけなかった。」との答弁でした。

「財政として移譲すると八千万ほどが一般財源から不用になるということか。」の問いに、

「交付税を加味した上でそうである。」との答弁でした。「二十二年度から移管できなくなつたときの影響について、どの程度のものが考えられるか。」の問いに、

「もし移譲できなかったときであるが、今ままでどおりの保育園の運営を継続するということであるので、それほど影響はないと思う。ただ、今働いている職員及び保護者の皆さんの間でどうなるのかという不安があるので、その不安の解消は努めていかない

といけないと思う。」との答弁でした。

なお委員から「特別監査が入つたということ、その中身が阿久根市としてはつきりしない以上、県の担当課に対して開示請求をする以外にないと思うので、委員会として情報公開の条例に基づいて県に開示を請求したほうがいいと思うがどうか。」の意見があり、委員長において県の監査資料の請求を行うことに決し、八月二十四日の委員会を延会しました。

次に九月十日付け託された議案第四十号について、九月十一日に委員会を開催し、その後、県の指導監査に関する市が保有する資料を提出していただき、審査を再開して質疑を行い、所管課を呼んで審査したので報告します。

委員から保育園の監査資料について

「参考までにお聞きするが、今資料をいただいた中で、返還命令が出たようであるが、この返還は全部終わっているのか。」の問いに、

「この大阪府のことについては聞いていない。鹿児島県が指導した分については返

還されたと聞いている。その確認のところはできていない。」との答弁でした。

「ということは、別に大阪は大阪で返還金があつたということになるのか、そういうふうな理解すればいいのか。」の問いに、

「そのとおりである。大阪府において指導があつたというふうな思う。」との答弁でした。

「理事は、書店も持つていたということである。それと、理事自身がここに別の保育園の園長をしている。園長、理事長か。経営母体はと書いてあるところに大阪の福祉会、そのあとに別の保育園、本人が書いてありますけど、これは保育園の何になるのか。」の問いに、

「園長である。」との答弁でした。

「園長でいながら文旦保育園の事務長に就任していることがわかつた。重複して出張した分について、向こうで受けとつた金を返還しなさいというふうな理解すればいいのか。」の問いに、

「そのように理解している。」との答弁でした。

「これは非常勤で月一回というのは別に就任してもかまわないのか。」の問いに、

「それは問題ないと思う。」との答弁でした。

「文旦保育園は、この理事が実質経営者と理解していいのか。」の問いに、

「そうである。」との答弁でした。

「処分の相手方が社会福祉法人北薩福祉会という法人、これは変わらないと。しかし、代表者が新理事長に変わつていく。ということは、ここには理事が実質経営者だというのは、社会通念上はわかるとしても、法的に、もし問題があつたときに理事に及ばないということにならないのか。」の問いに、

「そうだと思う。」との答弁でした。

「選定委員会の結論を、市長が経営者の質によって変えたということになると、今回新理事長が書類上経営者になるわけである。そうなる、今度は新理事長の経営者の質というのを審議しないといけないのではないか。経営者の質によって文旦保育園に決めるという決定をされた、その

ときの経営者というのは理事と思つていいのか。」の問いに、

「そうである。ヒアリングの段階で来られたのは理事の方である、その方を判断されたのだと思う。」との答弁でした。

次に「一たん議案が出たあとに急遽差しかえた。内容は代表者だけが変わったと。その変わった時点と理由をわかつていたら教えてほしい。」の問いに、

「私どもとしてこの仮契約の前、九月二日に覚書の締結をしている。その段階では前理事長です。九月四日付けで保育所運営費の請求書が文旦保育園からきた。そのとき新理事長であつた。文旦保育園に確認をとつたところ、七月の理事会で変更を承認され、また八月に県のほうでもその変更届を受理したという説明を受けた。ただ登記上はその時点で済んでいないということ、説明を受けた。」との答弁でした。

「今の話したが、実質登記されてないということであるが、そういう状態の中で、まづ議会にかけるとか、そういう段階ではないのじゃない

か。」の問いに、

「私たちが確認をした九月七日時点ではまだ登記は済んでいないということで、それからすぐ法務局に行くという話しはされていた。」との答弁でした。

委員より「市長が経営者の質といった部分の本質を審議する必要があると思う。現実には社会福祉法人の実質経営者の理事が行っていることは、ここに資料として出てきている。これが市長の最終的な判断決定であった経営者の質という部分で、再度所管にお尋ねするが、この内容は、決定された保育園の理事や園長とも会って、事実であるという確認はとれているか。」の問いに、

「四月の時点において、市長が理事、園長を呼び、それに職員三人立ち会いのもとで、ここについてずっと上のほうから本人が説明したので、金額についても間違っているというのではないと思う。ただし、本人からは見解の相違はあるところはあるか」との答弁でした。

また委員より「結果的にこの資料を見て私たちは財産処

分、条例について結論を出さないといけないが、私の見解として、今の状況で、保育園運営費の中から土地を購入して、保護者の駐車場であるとか、職員の駐車場、実質本当に必要なものとして緊急的に使うのであれば、まだ理由はつく。

ブロンズ像も象徴として入れたということではなく、そこにあるのであれば、これも最大認めてもいいかと思う。

結果的に裏のこの部分というのは保育園運営に関係ない、保育園の経営者の質じゃなくて人間の根本的なもの話になってくる。そうしたときに財産処分をした。財産を売るかもしれない。そういうふうな考え方も出てくるような要因を含んでいるということを考えれば、今の時点でこれは私たちに決めてくれというのは無理な話である。

したがって、私は、これはどうしたらいいかというの今のところ考えもおぼつかない。やはり県の資料を待つのもそうだし、もう少しみんなで慎重審議したほうがいいと思う。」との意見がありました。次に九月二十四日、県へ請

求した指導監査結果の資料をもとに、所管課を呼び、議案第四十号について審査を行いましたので、ご報告いたします。「前回の委員会るときに、社会福祉法人北薩福祉会の代表者の新理事長が登記されていなかったため、今回できたのかどうか。登記の日にちがわかっていたら教えてほしい。」の問いに、

「登記は、まだ確認はされていない。相手方からも連絡はきていない。されていないというのではなく、報告をまだ受けていないところである。」との答弁でした。

「先ほど仮契約については理事から変更、辞退とかそういうのは何も来てないか。」の問いに、

「その契約については財政課のほうには何も来ていない。」との答弁でした。

「前理事長だったというところで、仮契約自体は成立しているのか。」の問いに、

「契約は正式な仮契約書として手続は済んでいる。」との答弁でした。

そして委員より「議案第四十号について辞退するか、議決しないかという話しが

出ているので、これを文書でなければ審議できないので、辞退するのであれば辞退届を文書で出していただきたい。辞退しないのであればこのまま進めて議論していかなければいけないと思うので、代表者の登記関係の調査もして、再度次の委員会に速やかに提出をしていただきたいと思うかどうか。」の意見があり、委員会では延会すること決し、延会いたしました。

次に九月二十八日に所管課及び市長を呼び、審査を行いましたので、ご報告いたします。

まず所管課に対し、「先日の委員会、理事が今日何時ごろ来られる予定か。連絡があったのか。」の問いに、

「先ほど市役所に来られた。私が応対した。」との答弁でした。

「その結果を教えてください。」の問いに、

「先日委員会が終わったあと、市長に報告に行ったが、市長も辞退届があっても受理しないとされた。そのことを理事にも伝えられたようである。それでもって理事も辞退届を出さないと、ただ引き

受けるのであれば皆さんに賛成してもらって引き受けたいし、やりたい意向はあるというところである。ただ反対されてまではやりたくないという気持ちだけを言われていた。」との答弁でした。

「その辞退届を受理しないという話しを市長がされているが、辞退届を出した経緯というのは市長には話されたのか。理事からなぜ辞退届が出てきたか、市長に言わなければならなかったかという経緯は説明されたか。」の問いに、

「それは、以前出され、言われてきたときに報告してある。市長は、絶対受け付けられないということをそのときも言われている。」との答弁でした。

委員より「いわば、結果的に委員会が、理事に対し辞退届を出していただけか」と、前回、課長を通じて打診した経緯というのがあったのではないかと。要は、理事のほうからもう辞退したいんだと、こんなにおかしく言われてという話しをした経緯の結果が辞退届を出す、出さないの話になったわけではないか。そこから辺をちゃんと話したかと

いったら話しをしたと、それで絶対受け付けられないと、そういう話しをわかっただけで市長がそう言うんだしたら、なぜなのかと聞くべきだという話しである。

私たちは審議は公平にやっていたわけなので、それを市長がかたくなに絶対受け付けられないという理由とというのはどこにあるのか。」との意見がありました。

「議案書が出たのが九月七日で、そのときに登記が終わっていたら、当然今日取れないとか、取れるとかという話しではないと思う。まだ登記が九月七日時点でも終わってなかったということか。」の問いに、

「速やかに登記していただくようにはその時点で話しはしたが、その後も手続をされてなかったのか、先週金曜日に確認をとったときは手続中であるとのこと、本日は間に合わないが明日以降になる予定であるという話しであった。」との答弁でした。

「市役所としては前理事長が理事長であるという認識のもとに、今度は小谷新理事長に変更になっているわけであ

るが、その時点の登記の謄本はもちろんないわけだが、理事会の議事録が何かを見て確認したのか。それとも文旦保育園側の口頭説明であなた方は信じて契約を進めたということか。」の問いに、

「新理事長への委嘱状及び新理事長本人の委嘱を受けての承諾書等を確認した。」との答弁でした。

委員より意見として「課長から八月十四日に県が受理しているという答えだったが、今日は、もう九月二十八日であるが、現在まだ法務局で謄本が取れないのはいかがなものか。」との意見がありました。

また、「ほとんど議論もつくされ、あとは市長のコメントに関する先ほどの課長の話から、市長が辞退届は一切受け付けないという話しに対して、市長に聞くしかないと思うがいかがか。」との意見があり、委員会として市長に出席を求め質疑を行いました。

「先ほど担当所管に聞いたところ、理事が辞退をしたいということで所管に申し入れがあったと聞いた。私たちの中ではもし理事が辞退をするのであれば、今回は議案を

出された要件がなくなる。今日はそれについて、所管課に話しをした。所管課から、理事が持つてきたが、市長が絶対受け付けないという話しをされたと今報告があった。そのことに対してお尋ねをした。」の問いに、

「辞退の件は、受理していないし、私自身は今までの流れどおり受けていた。今までの流れは変えていない。引き受けていた。という考え、そして手順も一切変えていない。やっていただくつもりである。」との答弁でした。

「この委員会で審議した経緯というのは、八月二十四日に移管先選定委員会の委員を呼んだ。その委員会の中では結果的には移管先選定委員会の選定先と市長が決定した先が違った。その時には、一番質的なものが大きいという話しであったと思う。そして特別監査を受けたという事実が分かった。内容を公開していただくようにと担当所管に言ったが、担当課は、県からも口外できないという返事とのことだった。だから、県に公開条例に基

づいて資料請求をすることになった。ところが、十日の本会議で議員がこの件に触れ、そのときに市長が特別監査の内容を答弁の中で話され、市長が出してほしいということ、出してもらったのが十一日であった。

経緯としては、十一日の日に所管課から資料を出してもらったということである。事実に基づいて、聞き取り調査をされた内容について審議をしたということであるから、何も感情的に言っているという話しではないと思うが。」の問いに、

「その件に関しては皆さんが理事にどのような言い方をされたのかは、つぶさには知らないわけだが、そのように受けとられるような」との答弁があり、

「理事に直接我々は、話しはしていない。何もしていない。」の問いに、

「そうであろうか。どういうことでそういう不愉快な思いをさせることになったのかがよくわからないが」との答弁でした。

「当初委員会の進め方等は話ししたが、文旦保育園は、保

育環境が非常によく、うまく運営されているという話しもしている。そういうことで文旦でいいと私は思っている。

ただ、最終的に選定委員会の選定先がそういう形で文旦のほうに変わったことに関して、なぜ変えなければいけなかったのか。あまりにも経営者の質の一言では足りないのではないか。この審議は事実だけの確認だけである。それは議事録を見ていただければわかると思う。」の問いに、

「私も選定委員会にも出て、同じぐらい立ち会いもし、現場も見にいき、それから責任者の話しを聞いた。そして当初選定委員会がくだったデータを企画課長のほうで全部分析させてもらった。それを見たらほとんど差はないという状態になった。それで、私は、現場を見て、それから責任者の説明を聞く中では比べられないぐらい大きな差があった。片方はちゃんと自分で保育をやってきている、的確な説明をされている。もう一人は自分であまり答えられない。これでは困るということである。」との答弁でした。

「私などは、どちらである

うと関係ない。選定委員会の結果と違つた市長の結論の中で、一番のポイントは経営者と認められた。

そこで特別監査が明らかに、経営者の体質がよくわかつてきた。この特別監査の問題で確認してきたわけだが、そういう問題が私などに知らされたので、すこし不安になった。何も、どの保育園

がいい、悪いじゃなくて、これではちよつと不安だと。経営状況はわからないが、そういうことである。」の問いに、

「これから先のことが一番大事であり、それによつて指導を受け、改善をし、私たちが預ける子供たちの環境が改善されてどうか、これから先悪影響を及ぼすとは感じていない。

むしろそれを糧にして育てるといふぐらいの気持ちがないといけないと思う。そして基本的な能力として子供たちを預け、そして育てる力がある。私はそのように考え、感じてゐる。そういうことである。」との答弁でした。

「先ほど言つたように、こういうのを知らされ、私などは議員として不安である。そ

れと民間移譲というのは前市長時代から決めたことであるので、我々も四月一日からやつていく目標は持つてゐるが、

ただ、このように次から次と出てきた問題を一つクリアーして、そこで最終的には市長の話しを聞いて、あとは議員の判断で決定はする。」との問いに、

「せつかくここまで持つてきたものであるので、遅れるとまた年間八千万円負担が市民のほうにかかってくるということになるので、ぜひこのまま進めさせていたいただきたいと思つてゐる。」との答弁でした。

「市長にただ一点だけ質問がある。前理事長から新理事長に直前で変わった。その変更の理由、それと今日の時点において変更登記もなされていないということもご存じだったか。」の問いに、

「これは当初から、実際の責任者は理事で、その人が責任者である。文旦保育園をするときも彼が責任者としてあるけれども、名目上は奥さんの名前になつてゐる。

今回は奥さんのほうが大阪に行く都合があるということ

でその名前が変わつたということであり、本質的な部分は何ら変更はない。同じことである。」との答弁でした。

「文旦保育園の理事は、大阪でも何年も保育園を経営されてきた方だと思うが、この指導監査の内容が、あまりにも多すぎる。こういう旅費規定などを指摘されるのは、何年経つたら改善されるのかと。」

これについては当然不安を持つ。その辺についてはどう考えてゐるか。」の問いに、

「旅費規定、タクシー代、細かいのではないか。保育園を複数経営している中で、この部分はどこから出されたというのは非常に本人もわからなくなつたりすることがあるのではないか。これが保育園経営とどれだけ関係があるかとは、それほど影響のあるような代物じゃなくて、重箱のすみをつつような内容に見える。保育行政に対する姿勢というのは、そういうことではないと思う。これが本人の信頼性がどうのこうのというレベルの話ではない。」との答弁でした。

以上で本議案に対する審査

を終了し、採決した結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

産業厚生委員会

委員長 木下孝行

議案第四十一号 阿久根市
保育所条例を廃止する条例
の制定について

九月十日の本会議において、当委員会に付託された、本議案について、九月十一日及び九月二十八日の委員会において、所管課に説明を求め審査した結果、否決すべきものと決しました。審査の過程で出ました主な質疑・意見について申し上げます。

まず委員より「本議案には、議案第四十号と中身は違つが、同一のことだと考えており、議案第四十号が否決されたので、この案件は否決になると思う。」との意見が出され、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

産業厚生委員会

委員長 木下孝行

議案第四十二号 阿久根市
児童館の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する
条例制定について

九月十日の本会議において、当委員会に付託された、本議案について、九月十一日及び九月二十八日の委員会において、所管課に説明を求め審査した結果、否決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で出ました主な質疑・意見について申し上げます。

委員より「前の二議案とは全く別個に考えたとき、脇本保育園の施設を脇本児童館とするための条例の一部改正と、ただそこだけをして条令改正ということも可能か」の問いに、

「それは可能である。」との答弁でした。

「阿久根市保育所条例の中に脇本保育園が設置の中に入つてゐるが、例えば41号で脇本保育園を廃止する条例をしないとなると、脇本保育園というのも条例上生きてゐる。

生きているのに同じ施設を脇本児童館と一方ではすると結果としてなると思うが、そういう条例改正は、できるのか。」の問いに、

「それは保育所条例の中である脇本保育園を脇本児童館に変えるという形で再度提案させていただければと思う。」との答弁でした。

「結果的に併設はできないということか。」の問いに、「そうである。」との答弁でした。

「四十号、四十一号とこの四十二号は同じような議案であるが、例えば1年間、四十、四十一号の結果が出るまで児童館にしないと、予算的に脇本保育園にすればお金が幾らかかるかと、児童館にしたらお金がいらないのでどのくらいとか、そういうのも関係あるのか。」の問いに、

「これについては予算は全く関係ない。これはもつと早く条例改正してもよかったです。思っているが、今回保育所条例を廃止するに当たって一緒に提案させていただいたところである。」との答弁でした。

以上で議案第四十二号についての報告を終わります。

総務文教委員会 委員長 児玉賢一郎

議案第四十四号、平成二十一年度阿久根市一会計補正予算(第三号)について

九月二十八日全委員出席のもと、所管課に出席を求め審査した結果、賛成少数により、原案は否決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で出ました主な質疑・意見について申し上げます。

「一般質問で市長はこの裁判は絶対負けない。仮に不本意な判決が出て、裁判官を裁判するという答弁をしている。自信のある行為に対して訴えられているわけだから、弁護士費用は自ら出廷して、市長は持論の展開をすればそれで済むのでは。職員組合の事務所を巡って、市長は、裁判に出廷されなかった。理由は税金のむだ遣いだ、今回も税金のむだ遣いにならないのか。」の問いに

「前回の組合の問題については、税金のむだ遣いだということと裁判の口頭弁論には、出なくて引き下がった。今度

の件に関しては、今後の職場の規律違反、今回の該当者が起こした行為については大きな規律違反に当たるといふことで、非常に重く受けとめて、特に負けるわけにはいかないと市長はとらえている。」との答弁でした。

「今回の裁判になった原因は、地方公務員法に違反しているということでの処分というところである。処分書を見てみると、地方公務員法第二十九條第一項第二号及び第三号に違反しているということでの処分であるが、この二号に違反しているのか。」の問いに

「不服申立人が当時の職種が市民環境課主幹及び国民年金係長であった。当該張り紙を剥がす行為については、担当業務のみに限らず、竹原市長の公約実現を積極的に阻害した行為であって、市長の指揮監督権を侵害し、組織の秩序維持を妨害する行為であったととらえている。

地公法第二号にも該当をするものだと判断している。」との答弁でした。

市の基準では、飲酒運転、収賄、横領とかが、免職、停職になる。職場内秩序という

のは減給戒告ということが基準である。つい最近の最高裁判所の判断で、それについても懲戒免職処分というのは、非常に重い刑だということであるが、これについてどう考えるか。」という意見がありました。

「公務員は、地方公務員法で一般の市民より、もつと厳しいルールの中でやっていると思う。阿久根市長がした処分だから、阿久根市が受けているわけである。やはり阿久根市としてはちゃんと予算を認めて、正式な部分でやるべきだ。」との意見がありました。

「浄化槽の管理費が既存の業者に加入している人も、していない人もそれぞれ下がってきたという話を聞く。

市長が許可したことによって、損害を被った方々が損害賠償の請求で利益を守るために、許可処分の取り消しをするという事件である。これも係争中であるが阿久根市長が行った許可である。阿久根市が裁判費を見るとこれは当然のことである。これ以上議論もする必要はないと思う。」との意見がありました。

「平成二十年九月十九日に告示第百号として、竹原市長が改正をされた。途中で変更する場合には、既に告示された業者がもう人口、量がふえ、収集が非常に困難だとか、特別な状況がない限り、途中での変更はできないという法律がある。それに基づき、市長は、既存の業者と十分協議をされ、実際収集に困っている状況なのかどうか。その状況を判断する必要があるのではと申し上げたつもりである。市長は、県がいいといったと答弁され、結果的に訴えられたわけであるが、この変更した告示行為そのものが、今回の裁判は訴えられているのでは。」の問いに。

「今回の訴状に書いてある内容には、告示三十三号が告示百号に変わった。許可要件の部分削除し、これにより新たな新規業者が許可された。その辺りの市長の裁量権についても、今回の司法の場で争われる。」との答弁でした。

「今回の訴えというのは、法律の解釈をどうするかということになると思うが、許可する前に廃棄物の種類とか、量が大量に出て、二社では処

理できないというふうな状況の時は、新しい業者の参入があると思うが、二つの業者で処理できない体制だったのか。」の問いに。

「収集実績はキロリットルであるが、平成十六年が二十・六九一、一七年が二十一・五六九で、十八年が二十二・九一六で、十九年が二十二・七一〇で、二十年が二十二・〇八九でおおむね横ばいだと考えている。」との答弁でした。

日頃から市長は市民サービスの向上、それを第一に言っている。今ここで審議されているのは裁判費用を阿久根市の一般財源から出すかどうかなので、先ほどの総務課の百二十万、環境衛生課の百二十万となるが、もしこの環境衛生費の百二十万があったら弁護士料ではなくて、どのような市民サービスができるか。」の問いに。

「百二十万あれば多分一般廃棄物処理に係る部分の職員研修なり、あるいはそういう物を処理するような、器機類の購入や、公害対策関係もありますから、調査をやってみるとか、いろんな部分に使える。」との答弁でした。

賛否が分かれた案件の討論の内容

議案に対する議員の討論が次のように述べられました。

なお、内容は要約してありますので御了承ください。

議案第四十号

賛成討論 石澤正彰議員

私が所属する産業厚生委員会では、市民に付託された事項にそつて議論がされ、結果として否決された。賛成者は、その時私だけであった。

保育園移管選定委員会は、当初からみなみ保育園の譲渡先について二つの園の候補選定において、市及び所管課がお願いした選定委員に何回も御足労を願つて、当時決定した保育園を市長権限により別の保育園に決定したことにより、混乱を招いたことも事実である。選定方法など様々な議論を重ね、所管課の説明も数回に及んだ。

市長が選んだ保育園の資質や、また直前の理事長名の変更があったりで市の財政面での議論が抜け落ちたのではな

いかと私も委員会で採決したあとで思った。

私は、最初から他の委員から市長が決定された保育園の内容など、非常に優れている旨を聞き、いろいろ細かいところはあつたし、意見を述べたが、最終的に市の財政が約八千万から八千八百万削減を行えるとのことであつた。

そこで育つていく子供たちに思いをいたし賛成する。

議案第四十号

反対討論 榎柑幸雄議員

市民は働きながら安心して子育てが出来るように当市は過去において、市直営の協本保育所、折多保育所、西目保育所、大川保育所等を設置して、子育て支援としてきたが、現在では協本は学童保育、大川は児童館として運営されており、折多保育所は、民間に譲渡された。西目は、大川方面とも考慮してみなみ保育園として改築され今日まで直営で堅持をされている。

この施設を今回民間へ譲渡するものであるが、これが譲渡されると当市の保育所は全て民間経営となる。民間は経営がなりたたなくなつた場合

賛成する

議案第四十四号

賛成討論 牟田 学議員

竹原市長が公約を実現する手段の一つとして、まず、主権者である市民に知っていたために、各課の窓口正規職員の平成十九年度人件費各課総額を貼りだした。

したがつて、最低一箇所は市直営の保育所を堅持して守っていくことが、不可欠な条件であると思つており、みなみ保育園の民間への譲渡に絶対反対である。

議案第四十一号

賛成討論 石澤正彰議員

先ほどの議案第四十号の意見と付随付帯しているもので、私は賛成の立場である。

議案第四十一号

反対討論 榎柑幸雄議員

先ほど議案第四十号で申し上げたとおりの内容であり、基本的には最低一箇所は、公立の保育所を存続すべきである。この保育所を廃止する条例に反対をする。

議案第四十二号

賛成討論 石澤正彰議員

議案第四十号、四十一号に引き続いて本件も同じ立場で

竹原市長の政策を妨害する職員であるならば、懲戒免職を覚悟して行動すべきであり、一般社会では常識であると思う。私たち地方議員は市を守り、市民を守ることが仕事だと思う。

この裁判は、最高裁まで闘うことになろうとも阿久根市は阿久根市の自治を守るために、最後まで闘わなくてはな

らない。私は、市を変えるための予算の歳出は問題なく賛成である。

また阿久根市の浄化槽管理費は、他の市町村に比べて高すぎると長年言われ続けていた。特定の業者に権限を与え、市民の不利益を長い間放置していた今までの行政のトップの失策である。

市長は、市民に重くのしかかる不利益をなくすために市長選の公約に浄化槽管理費の値下げを掲げ、当選をすれば公約を果すことは大事なことである。

特定の業者二社だけにあった権益に新しく業者を入れることで競争原理が働き管理費が下がる。聞くところでは二業者も一戸当り五千円ほど管理費を下げているとのこと。調べてみるとこの二業者だけで約五千五百戸管理している。

政治は、結果が全てだと思ふ。市長は、公約を果したのだから、その結果、訴えられたら市は、市民の利益を守るために闘わなければならない。そのために市の予算を使ふことに問題はないと考えているので、私はこの件については賛成である。

議案第四十四号

反対討論 岩崎健二議員

阿久根市では働く権利を無視し、労働基準法等を無視し、労働の場を奪い、個人の生活権を踏みにじり、人事権の名のもとに違法な配置転換が公然と行われ、それがいかにも市民の総意のごとく報じられている。

市長のこれまでの行為は一家族のみならず、市民のプライドを傷つけ、個人的人権を無視した市長個人の思いだけであると言わざるをえない。市長は、本会議で自分より強いものではなく、自分が最も正しいという意味の発言をされた。司法が自分の意思と違う判断をしたら、それは司法の間違いであり、裁判所を相手に断固闘うとの強い決意であったと私は捉えている。

このことは、市長の頭の中では、すでに判決はついており、たとえ裁判所の判断であっても、自分の意思と違うものには従う意思のないということである。そんなに強い意志があるならば、弁護士など必要ない。弁護士に弁護をお願いすることは、自分の考えを専門的

な知識によって有利に裁判が行われることを期待するからであり、そこには司法の判断に従うという前提がある。その前提が崩れた以上、大事な市民の税金から弁護士費用を使うことは許されない。市長が自分の強い意志を貫くことによって発生した今回の裁判は市長自らが受けるべきであり、市が受けるべきではない。市長には今回の裁判や今後起こされる可能性がある裁判費用、慰謝料等の費用を個人で負担する覚悟をしていた、だからなければならない。阿久根市はあなた一人のものではない。ことを自覚していただきたい。以上のことにより、私は、議案第四十四号は、否決すべきものと考えている。

議案第四十四号

賛成討論 山田 勝議員

この裁判の結果がどう出ようと官民格差の是正、市を変えようと訴えて市長に当選した市長が自らの公約を実現するため実施した政策に対し、主権者である市民の生活の向上を省みない市職員と既存の業者が既得権益を守るために訴えたものである。

処分をするのも許可を与えらるのも法律に基づき、市民から選ばれた市長でなければできない。今回の訴えは個人竹原信一を訴えているものではなく、阿久根市長竹原信一が市民のためになると信じて実施したことに對して不服のある方が訴訟を起こしているものであるため、市の顧問弁護士を依頼し、市の予算で正々堂々と闘い、司法の判断を受けるべきだと思う。もし弁護士を付けないで負けた場合の損害賠償は市が払わなければならない。結果議会が市民に損害を与えたという結果になると思う。

しかし弁明書や新聞では職場環境の改善向上を図る管理監督者としての義務を果たしていない市長に考え直してほしかつたという談話、さらに懲戒免職になるようなことはしていないという話には反省の気持ちを感じられず、また、告訴状も見せてもらったが、一般市民から見れば当然納得できない内容で、むしろ関係資料を市民に公表すべきだと思っている。あんなに素晴らしい職員も公務員、市の職員という環境の中で、何をやっ

ても公務員は特別、辞めさせられないという一般市民の間では、通用しない公務員の意識が定着し、このような結果を生んだのではないかと私は思う。

また、新規浄化槽の管理業者や登録の取り消しを求めめる裁判は、昨年の九月許可に至った経緯の中で、県は、市長の見解でよいと指導をし、県の許可をしなければならぬ部分は許可をしている。昨年第三の業者が営業を開始して以来、その業者に頼めば一万円以上安くなり、現在では既存の業者も五千円以上安くしたという話しを聞いている。市民の間で苦しい生活の中では本当に助かったという話ばかりである。

今回の予算に反対することは、市民の負担を軽くすることに反対をすることで、絶対に許されないことだと思っっている。今回の裁判は、市が訴えられているので、市長、市長個人が個人的に負担することは寄附行為に当り、違法行為で絶対してはならないことである。どうか議員の高い執権と判

断で市の将来に禍根を残さないように議案に賛成していただきたい。

議案第四十四号

反対討論 榎柑幸雄議員

今回の補正額は、総額で二百二十四万円で裁判に係わる弁護士経費であり、市民生活に直結しない補正である。竹原市長は、就任以来、法律や市条例、規則、規定をさておき権力思考による非民主的な行政運営が結果的に裁判に掛けられたことは市長の責任である。

一方市職員の懲戒免職事件に掛かる裁判は、九月に行われた。市議会本会議での一般質問に対する市長の答弁は、「私の判断は間違っていない、私が敗訴した場合、裁判官を裁判する。」と答弁している。このことから市長は、裁判には勝訴する自信を持っており、弁護士に委託する必要はないのではないかと思っている。さらに市長は兼ねてより税金のむだ遣いに言及しており、そのむだ遣いにならないのかと思っている。したがって裁判は市長が自ら出廷をして持論を展開すれば充分すむ

ことであり、よって、私は原案に反対するものである。

議案第四十四号

賛成討論 石澤正彰議員

阿久根市の首長として竹原市長が決定実行したことについて、両方とも行政をつかさどる市及び首長たる市長を相手取って提訴されたわけである。これまで市を長い歴史に渡って形成し、歴史を刻んできたのは、言わずと知れた市民の皆様にはかならない。そして、市長も市民の総意で二回も選ばれている。

今回の二件は、片方は職員とそれを支える組合との争い、もう一つは、市民の世話になつていた業者さんが間接的には価格を下げたのが悪いと提訴されたとは私は認識している。すなわち、両方とも形こそ違え、市民の世話になりながら市民を相手に提訴されたわけである。市民サービスを言うのなら、浄化槽管理費など市民にとれば実質年間約一万円支出減になつている。最近、提訴された業者も約五千円を値下げされていると聞いている。これは市民サービスでなくて何か。

もう一つは、元職員についてであるが、この件は、単独で行ったかどうかの疑問もある。先の市長選挙で次は市長に100%ならないと断じてのこと。私はそう思っている。なぜか、選挙期間中に四回も職員組合はチラシを作り、中には山田議員の嘘というチラシと一緒に配布をするなど、組合としても竹原排除を鮮明にして、市民に問いかけたことではなかったかと私は思っている。

一般の会社では、阿久根の会社は除く、社長の方針に逆らう者は自ら退社するか、即刻解雇である。民間で働いている市民はこんなことにもめげず、市の職員より安い賃金で生活を支えている。先ほどの職員の件は、私は男として覚悟が足りなかつたと思う。議員の皆様のご賛同を心から願っている。

議案第四十四号

反対討論 古賀 操議員

一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可処分取り消し請求事件は、原告らは一般廃棄物処理業の特殊性からその処理が継続的に、かつ安定的

に行わなければならない、原告らに市内の処理業務を遂行する独占的な地位を与えること、結果、市民サービスに貢献していると主張し、市長が新規業者に許可を与えることで競争原理を働かせ、市民にとって浄化槽管理費が適正価格となることを目的としたことが、一般廃棄物処理制度に合致せず、それを行ったために、これまで実施してきた、し尿及び浄化槽汚泥処理を継続的に、かつ安定的に行えなくなる恐れがあると主張している。

施策が裁判闘争を肯定するわけでないが、現行法の解釈では、市民サービスを的確に安定的に実施するとして、業者に独占的な地位を与えてきたことが招いた他市町より高い浄化槽管理費の負担、制度のひずみを解消するために市長が取った施策がどのように判断されるか見守りたいところである。

このような理由から裁判費用を認め、訴訟代理人による徹底した論議が尽されることを望む。

しかし、現実に原告らが市内のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業務を独占することに、市内の浄化槽管理費は価格カルテルに近いような状態であり、また他市町から比べても管理費の違いが認められ、それに対して唯一その状態を改善できる許可権者である市長がその裁量権で新規業者に許可を与え、そのことで市民の浄化槽管理費を適正価格にできることは容易に想像され、結果、市民はその政策の恩恵を受けている。市長は新規業者を認可する際に原告らと協議せず、強引に行つた

次に、総務課所管の懲戒免職処分取り消し請求事件は、本件は、原告が公平性の原則からして社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱、乱用した違法なものと述べており、市長の市政運営理念に基づき、施策が適切かどうか争われると思う。

市長は、この社会通念上の妥当に疑問を呈され、誰が見ても社会通念上でなければならぬかと、常々訴えてきた。賞罰審査委員会の決定も聞かず、原告を懲戒免職にした背景には市民目線に基準を置き、市民政治の実現を前提とした市長のその揺るぎない政治理

念そのものがある。

とすれば、本件は、法廷において、その政治理念を市民を担う首長としての責務を直接裁判官に解くことが裁量の主張にならない。訴訟代理人を解せばその主張が濁り、ストレートに響かないかもしれない。そのようなことから、この訴訟においては市長が直接出廷し、その費用は不要と考えている。

以上市民環境課の裁判費用は認めるべきとし、片や総務課所管の裁判費用は不要と思うので、議案第四十四号に関しては認めることはでない。

議案第四十四号

反対討論 濱崎國治議員

まず、総務費の補正は懲戒免職処分を取り消し訴訟に対する費用である。この件は、人件費が記載された貼紙を剥がしたとして、地方公務員法違反で市長が懲戒免職処分を行ったことに端を発している。

私はこの件は、当時の市長の職代理者がすでに処分しないとの処分を行っており、市長に処分の権限はないと考えている。

市賞罰審査委員会は、懲戒

処分を行うため二回の審査により、他市等の状況や市の懲戒処分の基準等起用して文書戒告の結論を出した。しかしながら、市長は賞罰審査委員会の結論を無視し、懲戒処分としては最も重い懲戒免職処分としたことは、市長としての裁量権の乱用であると言わざるを得ない。

今回の補正予算に計上された弁護士謝金等は、市の主張に理由があると認められる場合に公費からの支出が許されると考えるべきであり、この件は、市長としての裁量権の乱用であることは明らかであり、公費での措置は許されないと考える。

衛生費の一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可処分取り消し請求に伴う弁護士謝金等の費用の予算計上である件は、平成二十年九月市長が就任早々に平成二十年度市一般廃棄物処理計画を年度途中で変更し、新規参入を認めたことに端を発している。

浄化槽管理費の負担軽減を公約とした市長の施策実行であったにしろ、新規業者の参入を認めなければならないよ

うな状況ではなく、需要は横ばいで、また増加が見込めない中で年度途中で、同計画の変更は、将来訴訟に発展することも充分予見できた事案である。

それにも関わらず、関係者との協議や訴訟を回避する対応をしないまま、性急かつ独断的に実行された結果がこのような状況を招いたのであり、市長の政治手法と責任が大きく問われるものである。特に、訴訟が想定するような重要な許認可は市の顧問弁護士の意見を聞くなどすれば、訴訟というような事態を招かず、公約の実現が図れる穏当な方法はほかになかったのか。市内の浄化槽管理の需要を考えると業者の新規参入には疑問があり、既存業者との負担軽減を含めた話し合いにより、穏当な解決方法を模索すべきではなかったかと考える。

いずれの件についても阿久根市名で行ったことであるといっても、周りの意見を傾聴せず、独断で行った結果であり、弁護士費用がなくても自ら出廷し、堂々と意見を述べていたのだきたいと願って

いる。市長は、日頃から市の案件については議会が決める、議会が権限を持っていると発言をされる。市議会は責任を持って対処する必要があるもので、原案に反対する。

一般質問

第2回定例会では11人の議員により、市政全般にわたり一般質問が行われました。
以下、質問（議員）と答弁（市長）の中から要約して紹介します。（発言は通告順）

質問者 鳥飼光明議員

政治姿勢について

議員 市の将来像について、今後どのようなランドデザインを描いているか伺いたい。

市長 政治姿勢については市のランドデザインは、最初から申し上げている。支え合う阿

久根、そう考えている。お互いを支え合って行く環境を作って行こうと思っている。そのためにも情報を公開し、いろんな判断の場面に市民が入り、納得しながら、特に立場の弱い人達、そして次の世代の子供達を育て増やす、そういう施策をとっていかうと思っている。何のために苦労するのか、理由が分からなければならぬ。それは阿久根の未来を創るため。そういう意識と自覚を持って行っていた方がいい。そういう阿久根にしたいと思っている。

議員 職員の人事について管理職を一人公募したが、公募の目的とどのポジションにあてるとの考えか伺いたい。

市長 職員の公募の目的は、民間の感覚を持ち、実際、民間で成功した方はスピード感覚も役所と全然違う。役所は正解を出せると思っている。話し合いをして準備をして、結果がどうなるかとスタートして、一年間それで過ごしてしまふ。民間はまず手をつけ、具合が悪ければすぐ修正する。こういう作業を役所はしたことがない。市民の視点で市民のペースで仕事をしてい

かないと分らない。痛みが分かる、そして役所を辞めてもどこでも仕事できる人間を育てる市役所にしたいと考えている。

そのためには、厳しい環境を知っている人間が課長になつていなければならない。今までは育てる人、評価する人もいない、自分たちで自分たちのお手盛りで評価してきた。これを変えなければならぬと思つている。ポジションについては、とりあえず商工観光課長を考えている。

議員 教育総務課長と企画調整課長を民間から登用されたが、現在までにどのような効果が出ているか。また二人の一年間の総所得はいくらになるのか教えていただきたい。

市長 教育総務課長は、教育長の仕事をしてもらうのに、新卒と給料を比べると話にならないという気がする。企画調整課長も九州大学卒で岩崎グループ部長までした方と、今から教えて金を賭けなければならぬ人間と一緒にしてはいけない。そんな考え方が出来るのであれば、市役所職員はどうするのか。全然、質が違つたものを同じように人数に

数えて比べては話にならない。

課長 企画調整課長、教育総務課長の総所得は合計額で約千四百九十万円程度と見込まれる。(上野総務課長)

議員 四月の人事異動により多くの職員が降格した理由を伺いたい。また昇格、降格職員は何を基準にしたか伺いたい。

市長 降格の理由、基準これは目標の仕事させていくうえで、私が効率を判断してやってみたということである。

議員 現在市長に告訴及び告発等がなされているが、今回の補正予算に計上していないが、裁判費用等はどうするか伺いたい。

市長 裁判費用は、議案にあげるつもりである。

議員 予備費から市内の小・中学校に扇風機等、合計約五百五十万円を支出しているが、予備費からの支出は緊急を要することが条件であると思われれるが、どのような理由で支出したか伺いたい。

市長 扇風機等を予備費で使つたことは、緊急の必要があると判断した。

議員 学校給食は学校給食法

で給食の経費は給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とすると明記されている。法律を逸脱してまで実施する必要はないと考えているが、市長は選挙公約どおり実施する考えか伺いたい。また、実施するならいつ頃からか伺いたい。

市長 給食費の無料化は違法である。無料にすることはない。補助するというやり方でいき

議員 保育料の無料化について伺いたい。本市の待機児童は何名か。保育所に入所している児童は何名で一ヶ月分の保育料はいくらか。また保育料の未納者は何名で総額と最高額はいくらか。未納対策はどのように実施しているか伺いたい。

市長 保育料の無料化も補助という形で、半分ぐらいにした

課長 待機児童は現在いない。

また、一人当たり保育費は、年額で九十七万五千円である。保育料の未納者は、平成二十年度末で四十名、最高額は平成十五年度から二十年度分で百五十二万八千円である。八月末までの未納額の総

額は、八百九十九万八千七百八十五円となっている。未納者への対策は、文書による催告、夜間徴収、児童手当の現況届けで窓口に来られた時に、相談をして納入をしてもらう。保育園児は月によって変動があるが、現在全体で約五百名である。

(堂之下生きがい対策課長)
議員 医療費の抑制対策について伺いたい。市でも毎年一斉検診等を実施しているが、五年前と今年の検診率とどんな変化が起きているか教えていただきたい。四十歳以上の胃がん等検診率と死亡状況について、五年前の状況と現在を比較してどのように効果が出ているか。また、対策はどのように講じているか伺いたい。

市長 医療費の抑制は病気にならないこと。万が一病気になるたら早期治療をすることであると思つており、そのためには兼ねてからの健康管理、予防健康診査、食生活や運動などの生活習慣の改善であると思う。生活習慣病は年齢とともに悪化し、心筋梗塞などを発症し、入院などに至るケースが多く医療費高騰の一因

でもある。健康づくり事業として保健推進員及び食生活改善員により、健康づくりに関する普及、啓発を行なっている。予防は各種予防接種等と兼ねての自己防衛であり、健康診査は病気にかかった時の早期治療につながると思つている。検査後は相談会や訪問指導も行なつており、これらの検診の受診率向上が病気の早期発見につながり、医療費高騰の一因でもある各種がん等の早期治療が出来ると思つている。

課長 検診率は、胃がん二十三・〇％、子宮がん二〇・九％、肺がん二十三・二％、大腸がん二十三・一％です。二十年度は、胃がん二〇・二％、肺がん五二・二％、大腸がん二四・二％、子宮がん十七・三％です。がんの死亡率は平成十五年で八十八名、二十八・八％である。(上野健康増進課長)

議員 国民健康保険会計、老人保健会計、介護保険会計及び後期高齢者医療会計の基金残高はいくらあるか、会計ごとの未納の額はいくらであるか教えていただきたい。

課長 国民健康保険未納額の

内訳は平成二十年度分が四千七百七十九万六千二百五十三円、平成十九年度以前が一億五千三百五十五万九千九百一十円、世帯数で九百一世帯、被保険者数で千百三人であり、

合計の二億百三十五万五千三百四十四円で平成二十一年度へと繰越分となっており、九月十五日時点で千五百七十九万二千二百五十六円を収納している。

介護保険の未納額の内訳は、平成二十年度の収入は三億千四百六十四万五千四百七十円で、そのうち未納分は三百二十一万二千二百六十円、平成十九年度以前の分が二百四十三万六千五百円で、世帯数で百六十五世帯、被保険者で百六十三人であり、合計五百六十四万七千二百六十五円であり、平成二十一年度へ滞納繰越しとなっており、九月十九日現在で五十七万七千七百六十円を収納している。

後期高齢者医療保険料の未納額の内訳は、平成二十年度が百三十三万八千二百円で世帯数で四十七世帯、被保険者数で五十一人であり、百三十三万八千二百円が平成二十一年度へ滞納繰越となっており、九月十五日時点で三十五

万五千四百五十円を収納している。
(川原税務課長)

課長 現在の基金の残高は、国民健康保険基金は二千四万四千六百四十四円となっている。
(上野健康増進課長)

土木行政について

議員 入札制度について、各クラスごとの業者数と事業の件数、落札額及び落札率はいくらか。また、市長就任以来、失格業者は何社で何人であるのか伺いたい。

市長 入札制度、業者の格付けであるが、現在は平成十九年度に申請されたものを審査し、平成二十年度及び平成二十一年度の入札に適用している。市内の建設業者数、準市内の業者二社を含めると四十五社であり、格付けは土木Aクラス四社、Bクラス十社、Cクラス十三社、Dクラス十二社、舗装のAクラス八社、Bクラス五社、Cクラス五社、Dクラス九社、建築のAクラス五社、Bクラス七社、Cクラス五社、水道施設のAクラス四社、Bクラス八社、Cクラス七社、管工事のAクラス六社、

Bクラス四社、Cクラス十三社、電気工事のAクラス四社、Bクラス一社となっている。そのうち最低制限価格を下回って失格となった業者があつた入札件数は十六件で、失格者の延べ数は、二十一社となっている。

課長 入札制度の工事入札落札率等は、平成二十年九月から本年二十一年八月までの工事入札落札の五百万円未満の件数は五十九件で、総事業費が一億四千五百七十七万二千円、落札額は一億二千四百七十八万八千円、落札率は八十七・八%である。五百万円以上の案件は二十三件であり、総事業費で三億五千七百九十四万四千円、落札額は三億三千九十二万八千円となっており、落札率は九十四・一五%である。
(花木財政課長)

議員 現在クラスごとの指名競争入札でなく、事業によってオープンに実施しているが、この理由は何か伺いたい。
市長 現在指名入札を行う際は、この格付けに基づき指名を行っているが、入札件数が減少しているので市内業者が等しく入札の機会が得られる

ように、一件の工事に複数ラインクの組み合わせで指名となっている場合もある。

議員 市道の伐採は、現在建設業者や各集落で実施しているが、集落よつては老齢化が進み伐採ができなくなることが予想される。市の今後の対策を伺いたい。現在の市道は何線で総延長はいくらか。また業者に対する委託費と集落に対する委託料はいくらか伺いたい。

また、維持作業員は、現在は何名で年間予算はいくらであるか。勤務時間は阿久根市臨時職員の取り扱いに関する規則では、午前八時三十分から午後四時三十分までとなっているが、この規則を改正する考えはないか伺いたい。

市長 現在市道は六百四十六路線で実延長三百八十五kmである。市道の伐採は道路維持補修作業員による伐開と委託による伐開が年間約四十六km、その他は地区民の努力により伐開されている。しかし、高齢化が進み、伐採作業が困難な集落が多くなっているため、区長の意見を聞きながら、作業員での伐採及びシルバー人材センターへの委託も検討し

たい。また、道路作業員は、現在八名で小規模の道路補修、カーブミラー等の設置、側溝清掃、伐開は、交通量の多い路線で年に二回から三回の伐開が必要な路線、また、集落間を結ぶ路線、市街地に近い路線などを重点的に実施している。臨時の職員の就業時間だが、雇用時間が長くなると正規職員として就業しなければならぬ決まりがあるので、それを乗り越えることができ

ような、環境を作りたい。
課長 市道の伐開等の建設業への委託費は八百万円で件数は十六件である。各集落に支払う金額、謝金は二百四十三万二千円。作業員の年間予算は千三百八十六万円で作業員は監督員二名、日当七千四百円、残り六名は七千円である。
(仮屋園都市建設課長)

質問者 野畑 直議員

消防団の育成及び防火水層の管理について

議員 消防団組織も近年高齢化に伴い団員の確保に苦慮して

いる。このような状態の中で、消防の責任を果すべき立場にある市長として、消防団の団員数、団員の年齢構成をどのように認識しているか、今後の消防団育成についてどのように考えているか伺いたい。

市長 消防団の団員数は、条例定数二百十四名で現在の実員数は二名欠員の二百十二名となっている。また団員の年齢構成は十代一名の〇・五％、二十代五十八名の二十七・三％、三十代九十八名の四十六・二％、四十代四十九名の二十三・一％、五十代五名の二・四％、六十台一名の〇・五％となっている。

これまでは、行政改革大綱に基づき平成十七年度に消防団組織の再編を公表し、十八年度から二十年度にかけて経過措置を設けながら、組織再編を実行してきた。また、少数精鋭のための消防団活動に必要な機材整備を優先させ、その整備も終わり、さらに二十年度から費用弁償も値上げをしたので、今後しばらくは現状のまま推移を見守りたいと考えている。

団員の確保はこれまでも地元に住み活動ができる人を確保

保するようお願いしてきた経緯もあり、今後も地元にお願いをしたいと考えている。

議員 防火水槽の管理状況について伺いたい。現在、防火水槽は、市内に何箇所設置しているか。さらに、防火水槽は、半永久的なものであり、その財産は公共性からいっても市の財産になっていると思うが個人名義で管理しているところもあると聞いている。そこで現在どのように管理しているか教えていただきたい。今後、市は、個人名義の防火水槽の設置箇所は買収するか、占用料金を支払う計画は、ないかお聞きしたい。

市長 市内の防火水槽設は、総設置数五百五十二基で、そのうち四十トン以上四十三基、四十トン未満五百九基となっている。貯水槽四十トン以上の四十三基は、消防法の規定に基づき市が設置し、市の財産として維持管理を行なっている。また、四十トン未満の管理は地域と土地の関係者が協議のもとで財産管理を行なっている。

地域が管理をしている防火水槽は、その用地に係わる固定資産税の減免の要望があり、

検討した結果、固定資産の課税免除、公益占用資産の消防施設に該当することによって、平成十八年度から申請に基づき減免している。また、防火水槽用地に係わる部分の寄附採納についても要望調査を行なったが、土地関係者は、将来的な土地利用に有効活用ができなくなる等の理由で進展していない。今後も寄附採納により対応していきたい。

市道清掃について

議員 市道伐採について、地区民の協力並びに行政により管理しており、交通の安全性からも喜ばれている。現在では

年一回阿久根クリーンアップ運動の名目で地区民が総出で市道の伐採作業を実施しており、市内ほとんどの地区がきれいになり、安全性からも役に立っている。しかし地区によってはこの運動に参加しない地区もある。そこで、参加しない地区は何地区あるのか伺いたい。実施しない地区は通行上危険が伴う、さらに高齢化が進み清掃作業をする地区も人も少なくなってくるので、市は何らかの対応策を考えて

いるか、教えていただきたい。

市長 阿久根クリーンアップ運動は、市と市衛生自治会主催で統一実施日を設けて実施している。今年も七月十九日に実施し、実施状況は当日に行なった集落が七十区、残りの九区は別の日に実施しており、全ての区が実施している。

それから指摘のとおり近年高齢化により、人口減少が著しく、作業が困難な地区が多くなることが予想される。今後は地区民の協力と道路作業員の充実、シルバー人材センターなどへの委託も検討し対応していきたい。

議員 クリーンアップ運動でも地区に対して報償費があるが、業者に委託した場合の金額は一メートルm当たりいくらかで、その違いはいくらか教えていただきたい。地区によってはクリーンアップ運動に参加しない人から二千円もしくは三千円徴収して対応している地区もあると聞いている。しかし、参加しない、あるいは参加できない人達から活動に参加しないからといって、お金を出さなければならぬというのはいかがかといった不満もある。今後市からの報

償費を値上げする考えはないか併せて伺いたい。

市長 地区への報償金は、市道清掃謝金として作業を実施した区に対し、均等割りで一律八千円、残りの金額を全清掃距離の按分で支払っている。業者への伐開委託料と地区への清掃謝金の差額は面積での計算と延長での計算の違い、または作業内容などが異なるなど、比較しがたい。報償金の増額は、地区ごとの人口減少、作業内容の多様化が予想されるので伐開方法を含めた報償金支払方法の見直しを含めた中で検討していきたい。

課長 業者へのメートル当たりの委託費は百七十八円である。なお、集落に支払う金額は市長の答弁どおりである。
(仮屋園都市建設課長)

質問者 石澤正彰議員

市民ホールに設置された自動販売機管理のその後について

議員 市民ホールに設置の自動販売機について、前回の一般質問で販売価格を十円でも二

十円でも下げたらどうかと前総務課長にお願いしたが、その後、何のアクションもない。ただ自動販売機を見ると、百円で販売している飲料水が四箇所できているが、これは職員互助会が努力されたのは四種類の百円だけか。特別な商品を除き、一本につき、約八十五円前後で仕入れしていると思う。八十五円前後で仕入れたら、電気代を差引いても百円で市民に喜んで貰えると思うが、市長はどのように考えているか伺いたい。

市長 前総務課長の時に販売単価の引き下げをお願いしたが、何もアクションがないとのことであるが、何もアクションはしていない。これも職員の仕事が遅いという例かという気がする。百円のものがあり、それは努力の結果かということだが、そういう申し出があつて四本だけ、一本百円になっている。多分、交渉の努力ではなくてメーカーが百円にすると言ってきたのだろうというふうに感じている。努力するようなふうには見えない。引き下げて市民に還元すべきではとのことであるがやっつてはいいと思う。



市民ホールの自動販売機

議員 市長として総務課長にお聞きするが自動販売機を置いてある場所は誰のものか。

市長 設置場所は市民の財産ではないかということであるが、そのとおりである。

議員 それと市長の部下である職員は市職員としての日頃の考え方は、当然市民がいるから自分たちは仕事ができていると考えているか。このことをどういうふうに関係が解釈しているか、これも併せて答弁をしていただきたい。

市長 職員は市民のお陰と思っているかについて、どうも定かではない。いろんなところで私の足を引っ張るような情報を反対派議員に出して反対の理由にするという現状があるので、お陰と思っているの

も少なくはないと思うが、そうではないのもまた少なくないという気がしている。

議員 この自動販売機に関しては私の勝手な意見であるが、現在の仕入れ関係を一旦白紙にし、自動販売機を撤去して新たに業者を選定すればよい。職員が忙しいというのであれば折衝は私がする。市民に安く利用してもらっているのであれば、私に何でも任せていただきたい。

市長 自動販売機の件について、折衝を石澤議員にさせろという申し出であるが可能かもしれない、できる時はお願いしたいと思つている。

議員 玄関から入って右側に冷水機が設置してあるが、故障のまま放置されている。今後はどうするか、修繕するのか。これから市民サービスを考えるなら、お茶のサービスも考えられるが、予算のこともあるので、考慮していただきたいと思う。

市長 冷水機は、長くたたないうちに壊れて、ずっと壊れたままである。これも職員の仕事が遅い実例であり、早急に直すように指示した。

職員の待遇について

議員 新聞やテレビを見ていると、市長だけが職員組合と対決している姿だけが目立っている。市長だけが目立つのではなく、議会も十六人いるので、話し合いも公の場で公開してほしいと前から感じていた。考慮していただきたい。市民に、情報を公開し、明らかにするというのは市長の努めであり、議員の努めである。私は感じている。職員の待遇についても市民を入れた、委員会等を組織し、広く話し合いの場を作つていただきたいと思う。

市長 職員の待遇については市長だけが対決しているように見える。議員も十六名いるのですからと言われるが、八名から十名の議員は解決の向こう側にいるという現実で、私も市民を交えた形で職員の待遇についてやつてもらいたいと思つている。しかし、市民を交えようすると、向こうが出てこない。市民のお陰で仕事を貰えて生活できているのに、この件に関しては対立する相手は市民ではなく雇用者

である市長であるという言い方をする。組合が対決する相手は市民であり、市民の税金なのでどんなことをしても市長は自分の腹は痛まない。現実やつてきたことは、市民の腹を痛めて職員と市長がいい感じになってきた、これが今までの市の現実であった。厳しい目の市民が入つていた、だき環境を作つていきたいと思つている。

質問者 岩崎健二議員

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について

議員 各地区のごみ等の集積場の設置場所の地権者の状況について教えたいただきたい。その設置は誰がどのようにして設置しているのか、その管理は誰がしているか伺いたい。市長は集積場の現状を把握しているか、集積場での指導とごみの散乱状況等を確認されたことがあるか。私は議員になる以前から地区のリサイクルステーションで立ち会っているが、市長は、そうい

うことに携わったことがあるか。

指定袋が義務となつて現在でも指定日以外に出されていることもある。また、道路上等でごみ袋を見かけ、ほとんどが普通のビニール袋に入れられている。指定袋は見かけたことがない。これも指定袋の効果である。もし改正案が可決され、指定袋が無くなれば、各集積場で不適正なごみ処理が行なわれる危険性があると思うが、市長の考えをお聞かせいただきたい。

もし集積場でごみが散乱し、地権者や周辺住民から集積場の撤去を求められれば、近隣地域住民は大変困ると思うが、市長は、どのような責任を取られるか答えいただきたい。

市長 各地区の集積場の設置場所の権利者の状況は、市内の全三百五十三箇所のうち明らかに個人所有地と確認できる場所を民地、それ以外の判定が困難なものを含む、その他の場所を公共用地とした場合、民地が五十七箇所、公共用地が二百九十六箇所である。

指定袋の件であるが、阿久根市では出水市などよりも袋代が倍近い状況があること。

それから住民から今のサイズでは大きすぎて、小さいものも作ってくれという要望もあった。そういう状況に対応して、種類を増やすと経費のむだになると考えた。最低限の暮らしを楽にすることは、行政の責任だと考えている。こういった小さいものが、皆さんの気持ちを阿久根はいいんだぞという気持ちにする力になると思っている。集積場の設置及び管理は、各自治会単位で行なっており、集積場で指導やごみの散乱状況等の確認は、私は前からバイクで市内を回っているので状況を見ている。

分別、排出、リサイクルの立ち会いであるが、立ち会ったことはなく、分別している作業の状況を見たことはある。

不適正なごみ処理やマナーの悪化などが起きると言われるが、指定ごみ袋をしなくてもきちんとやれているところもある。それは住民の意識で乗り越えることができるはずだと私は思っている。マナーを守ったり、周辺の掃除を自らするような市民であれば、ごみ袋に大きな負担を掛けなく済む。そういうことは自分

たちの阿久根だという意識を高める材料になると私は思っている。市民の意識やその試みを応援することができると思い、その方法となり得ると思ったから提案させていた

いた。

議員 指定袋が決定された経緯と本市には衛生自治会が設置されているが、その概要をお聞かせいただきたい。今回の議案の提案は、区長会や衛生自治会、または収集運搬業務委託業者の意見を聞かれたか伺いたい。

市長 指定ごみ袋が決定された経緯は、市民がごみを出す際の容器を統一することを目的に、平成四年に阿久根市衛生自治会が主体となつて指定ごみ制度に取り組み、その後、平成七年に国が指定した容器包装に関わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行に伴い分別収集品目を増やすとともに、ごみ分別徹底を図ることを目的にごみ袋の料金改定を行ってきた。その後、平成十五年十二月にごみの排出者責任の明確化とごみ処理に関する費用を、ごみの排出量に応じて負担していただくことを目的に一般廃棄

物手数料として、市が徴収するごみ処理の有料化を廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正する形で衛生自治会から市が受け継ぎ現在にいたっている。

衛生自治会は市内の全自治会の七十九区から構成され、衛生推進組織の活発な運営を図り、生活環境の改善向上を基盤とした実践運動を組織的に推進し、よつて地区民の福祉増進に寄与すること等を目的として組織された民主団体であり、その目的を達成するために衛生思想の普及充実、環境衛生に関する調査研究、関係官公庁の衛生行政に対する要望並びに協力研究会講習会の開催、関係各団体等の連絡協調といった事業活動を行う。今回の議案提案に関する区長会や衛生自治会などの意見を聞いたかとのことであるが、聞いていない。実施して努力していただきたい。

議員 家庭ごみの収集運搬業務委託料について現在の委託業者数を教えていただきたい。またそれぞれの委託金額の総額はいくらで二十年度との比較はどうなっているか。二十年度までは組合組織に委託

しているが、本年度各業者に委託した理由をお聞かせいただきたい。

市長 四コースに振り分けて競争入札にした理由は入札の透明化であり、価格設定の状況が公正に行われているという環境を作るためである。

課長 平成二十一年度の家庭ごみ収集運搬業務委託は、市内を四コースに分け、四業者に業務委託している。業務委託金額は、一コース千二百四十九万五千円、二コース千二百二十三万二千五百円、三コース千二百七十五万五千円、四コース千二百四十九万七千五百円である。平成二十年度実績と比較すると、十五万七千五百円の増である。委託金額が増した理由は、事務所経費が一箇所から四箇所になつたことによるものである。

(松林市民環境課長)

議員 家庭ごみに掛かる処理費はいくらか。可燃袋大、一枚当たりの経費はいくらで家庭ごみに関する総経費はいくらか。

課長 平成二十年度実績は、家庭ごみ収集運搬委託料が四千九百十四万円であり、家庭ご

みの処理費は四千六百八十万九千円である。可燃袋大、一枚当たりのごみ袋の製造原価が十一・八十六円、販売手数料が三・一五円、ごみ処分経費が六十五・四円、収集運搬費が五十八・八円の合計百三十九・二十一円となる。家庭ごみの処理費に関する総額は家庭ごみ収集運搬業務委託料四千九百十四万円と、家庭ごみの処理費四千六百八十万九千円を合計して九千五百九十四万九千円である。

(松林市民環境課長)

質問者 濱崎國治議員 活性化事業について

議員 市の活性化を行う上で重要な施策は、地場産業の活性化であるかと考える。それには、地場産業に対する支援を進め、農業や水産業等の生産物や加工製品の良さを消費者に宣伝し消費の拡大を図る必要があると考える。温暖な気候で育まれてきた産物や特産品の消費拡大を図るため、販路の拡大を進めてきたと思う

が、今後の対策と、併せて道の駅阿久根の今後の活用策について伺いたい。

市長 特産品の拡大策はあらゆる機会を通じ、メディア等も利用して宣伝に努めていきたい。「道の駅阿久根」は市内外からの利用者で賑わいをみせ、特産品の販路拡大と観光PRなどアンテナショップとして役割も果たしていると考えている。売店スペースは狭く、ゆつくり商品を見られない状況であることは認識している。

拡大大方法としてはレイアウトを変更し、レストランの一部を売店として拡大するか、増設する以外にないかと考える。しかしレストラン利用者が多く縮小は全体の売上額への影響が懸念される。また、施設の増築となると、国土交通省所管のため協議が必要であり、今後は、来客数や売り上げ向上の対策を図ると同時に受託販売手数料や営業時間の見直し等も含め、関係団体とも協議を重ねながら、道の駅阿久根の充実に努めるとともに、雇用の拡大へとつなげるよう努力したい。

市政運営について

議員 市では平成十八年度から市町村職員退職手当組合の加入により退職勧奨の特例制度を活用し、二十年度までの人件費、職員数の減少により将来に渡って人件費の削減を行うことができたと思うが、特例制度の活用により、どれだけ職員数が減少したのか、また将来的な人件費減による財政負担はどれだけ軽減する予定か伺いたい。さらに、市職員退職勧奨実施規定の一部が改正され、任命権者が認められた者が勧奨扱いとすると変更されたが、認める者とは、基準はあるか。あつたら教えたいただきたい。

市長 退職勧奨制度の活用について、普通の勧奨退職は、仕事の割りにあなたは仕事ができないからお金を増やすから辞めてくれよと、それをこの場合の勧奨退職は、お金をたくさん貰えるよとこういふことをやった。市政運営にどのような人がおってほしいか、そういう判断は全くなしにやりたい放題、それによって職員が減ったからいいかと思う

いう問題でない。それによって活性化が行なわれたか。そうではない。やってはいけないことをやってしまったと思っただけの成果が発生したかということとは断定することはできない。

今後の勧奨制度の基準は、できる人、できない人、給料等見極めてそれを特定して辞めてもらう、それが本来の当たり前の勧奨制度である。この減少が退職勧奨制度をしたことで発生したものであるかどうかを判断することはできない。

議員 本年度の職員採用試験は、消防職のみで一般職員の採用試験はないが、その理由を教えてください。併せて将来の職員の定員管理計画はどうするか伺いたい。

市長 職員採用は、若い者を入れずに、随時中途採用していくということはそのとおりであり、一番効率のいい方法である。定員管理計画は、今は計画はたっていない。どのような形で民間から採用するかは、やり方を今から行政改革大綱の中に作り上げていくところである。

議員 今回五十五歳から三十歳までの課長職を公募して試験する計画だが、今回だけ公募するのは、どのような理由か伺いたい。また、昨年度教育総務課長と課長職である農政課参事を選考により採用されたが、今回の公募との違いはどこにあるか。年齢の高い経験者を選考採用する場合は、本年度と同様に昨年度も公募するべきだったと思うがいかがか。

市長 公募の理由は民間の意識と、あまりにもずれてしまっている中で、役所の中だけで育った人達だけではだめだと思っただけで公募した。今後もそれを続けていこうと思っただけで。そしてその人達によって職員が育つてく、その人達に育ててもらおうと思っただけで。育てきれない人は辞めてもらえばいい。その時勧奨制度を使う。

議員 人件費を記載した張り紙を剥がしたとして職員を懲戒処分された。この件は市長の失職中に発生したものであり、市長には処分する権限はないと思う。また、市長の失職中の市長職務代理者である前総務課長は四月二十日の第二回

臨時議会で課長会の中で各課長に伝えた内容を述べており、剥がした張り紙を再度剥がした場合は処分の対象とするので十分注意するようと言ったと発言をしている。また、当初貼った張り紙は、急ぎよ作つたため、字がずれていた、見苦しい部分があると見苦しいから、張り替えないといけないというところもあつて、今回またきれいなものを作つてあるので、即今日中にでもこの議会終了後、また貼りそれを剥がした場合は処分の対象にすると伝えてあり、臨時議会の中で答弁をしている。

このことからすると今回の処分はしないということを、当時の処分権限がある市長の職務代理者は言っている。懲戒免職という処分は何を根拠に地方公務員法のどの条文に違反したとして処分されたか伺いたい。

市長 懲戒免職は、私が当選して始めたことに対して真正面からの否定であるので、命令を否定する人間はいてはいない。しかも、反省もしていない。市長の政策を否定して構わないという役所になつてしまい、実際はそういう認

識でいる。私が公約を出して選挙に出て、そしてそれが市民から認められた。それを真正面から否定する職員がおることが許されるのはためである。

私は、市役所には戻すつもりはない。懲戒免職処分の理由は、地方公務員法第二十九条第一項第二項及び第三項である。

質問者 大田重男議員

災害時援護台帳について

議員 災害時の要援護台帳について市長の考えをお尋ねしたい。要援護台帳づくりは助けが必要なる人を要援護者、また助ける人、支援者を明確にするのが狙いだが、去年何もやっていないし、今年八月から行うということであるが、その作成の進捗はどうなっているのか伺いたい。

市の要援護者のリスト数はいくらあるか、要援護者に対して支援者は何名ほどいるか。また支援者に対し、避難を手伝った時に事故にあつたり、

怪我をした場合の保障は考えているのか。この要援護台帳の共有はどの範囲までやるのか伺いたい。

市長 要援護者の実態調査は、対象者総数を約千五百名と見込んでいたため、八月実績で七十七件、約五％の進捗率である。支援者についても対象者総数から緊急時の対象者を除いた約千名に対し支援が必要と推定しているが、支援者の人数は個別支援計画を作成して行く段階で確定していくと考えている。支援者の保障は、災害時に危険な状況の中で要援護者の支援にあたり、重症、重度障害死亡等に対するの保障は検討する。要援護台帳は、市、消防署、区長、民生委員等で情報を共有し、関係機関へ情報を提供できるようにしたい。

質問者 児玉賢一郎議員

農地管理について

全国の耕作放棄地は埼玉県に匹敵する広さと聞いている。鹿児島県耕作放棄地は全国で最も多く阿久根市も県下では多い方と聞いている。この貴重な農地の確保と他目的のために秩序ある転用を図るのも農業委員会の仕事ではないかと考えるが、農業委員会の仕事の内容について伺いたい。

農業委員会会長 農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化や農業後継者の減少、農産物の価格の低迷など、厳しくなる一方であり、これに伴い耕作放棄地が増加をしている。農業委員会はこれらを受けて基本的に農地を守る観点から農地の貸し借りや売買等による所有権移転や農地の宅地への転用など、これらの許認可に係わる審議などを行なっている。

議員 日本の農地は国土の十二・五％、他の先進国に比べて圧倒的に少ない。そのうえ、

市政について

議員 マイクロバスの運用について利用規定があつたら教えていただきたい。

課長 マイクロバスの運行規定は、現在、市所有のマイクロバスに限定したのではなく、公用車全般、阿久根市公用自動車管理規定に基づき管理運行を行っており、行政上の業務に限定している。また、福祉バスは、市老人福祉バス管理規定及び市老人福祉バスの使用範囲に関する内規が定められている。(花木財政課長)

議員 保育所の財産処分について、今回みなみ保育園を社会福祉法人に譲渡するが、市内に公営の保育所はなくなる。財政改革の名目で本来の行政がやるべきサービス部分が縮小するのいかにがなものかと考えるが、民間譲渡の理由をお聞かせいただきたい。

市長 保育園を民間に移譲することで、サービスの縮小と言われたが、サービスの拡大だと私は考えている。民間の保育園が小回りが利き、そして保育園を民営化することで年間八千万円、民営化が遅れ

(平田農業委員会会長)

ば一年間に八千万円の財政負担が掛かってくる。

議員 来年度の職員の採用について、するか、しないかお答えいただきたい。

市長 来年の職員採用は、消防職以外新卒は、予定していない。

議員 行財政改革の取り組みについて市長の基本的な考えを教えてください。

市長 行革の取り組みは、すでに取り組んでいるが、行政改革大綱は来年四月から始まるものを今作り始めている。その中で具体的な形で表現されていくと思っている。

議員 職員の賞罰について対処が厳しいようだが、その基準はどう考えているか伺いたい。

市長 賞罰の基準は、どのようなことをしたかによって判断しなければならぬと思う。どのような害をもたらしただのか、本人が反省し、考えを入れ替える余地があるか、ないか。そういったものが賞罰の基準になってくると思う。

議員 早期退職勧奨制度について、これを取り止められた理由について伺いたい。

市長 勧奨退職の制度は議会に

説明なしに進められ、多額の上乗せ退職金をはじめてきたことは本当に背信的な内容であると思っており改正した。

質問者 松元薫久議員

第五次阿久根市行政改革大綱の作成について

議員 第四次行革大綱が二十一年度で終わるが新たな大綱の作成するにあたり、今後の市の市政運営を市長はどのように考えている伺いたい。現在の行政評価の取り入れ状況について教えてください。

もし、現状、評価システムが機能していないのならば、その原因を教えてください。

市長 行政評価の重要性はよく理解している。現状は他の自治体もそうであるように行政評価制度を導入したものの目立った成果が得られないまま、継続していたり、休止したりしているの聞いています。これは、評価調書の作成作業に終始してしまい、本来の制度導入の目的が明確になっていない

ため、やらされ感が蔓延し、かえって業務の後退を招いていることなどが原因と考える。本市も行政評価を行なっているが、同じ状況である。したがって現在の制度の見直しが必要と考えている。

課長 行政評価のこれまでの状況と今後については、本市は平成十四年度から試行的に実施し、平成十八年に行政評価実施要綱の改正と行政評価基準の作成を行い、実施してきたが、現在のところ途中ストップしている。その原因は、行政評価という作業が困難な作業であり、時間的にもコスト的にも負担が大きい。もう一つは行政評価の目的が本来総合計画や行政改革とリンクする必要があり、反映されていないので今中断している。そこで今後は逆説的な言い方だが、規則、行政評価についての市での規則規約等システム等が多数ある。それらの見直しは行うべきかと思う。それから行政評価自体が単独で存在しているのではなく、総合計画、行政改革大綱、人事評価までリンクしていく必要がある。あるいは来年度の予算まで反映していく体系

を形作る必要が前提としてある。その中で行政評価をどのように捉えて行くかという考え方をみんなで共有していく、それがないと前に進めないと思う。行政評価シートが作られているが、内容は非常にポリュームがあり困難である。もうひとつ行政評価は言葉を変えると、行政の経営をどう評価するかということである。その経営のコストの計算の仕方を民間でいう貸借対照法を使って間接経費をコストに含めていく必要があると思う。今役所で行っている会計方法を新しい会計方法に、これは政府からも通達がきて、平成二十二年度から移行すると聞いている。だから会計方法を変える必要がある。もうひとつは煩雑さを防止するためにコスト計算を自分で拾い出すのではなく、パソコンでデータを直接拾いだせるような環境整備が必要であると思う。(橋口企画調整課長)

議員 市民による評価組織の外部評価を取り入れるつもりはないか。

課長 市民の評価、第三者的な評価は、最終的には必要であると思う。これも言及したよ

うに行政評価個人の能力や業績の評価につながってくる。当然当事者がその評価をすることは、問題があると思うので客観的な評価ができる機関が必要だと思う。(橋口企画調整課長)

議員 公正で透明性のある入札制度のあり方について、現在の市のホームページに掲載しているもの、していないものがあると思うが、全ての入札を公開していない理由を教えてください。

市長 入札制度については入札に掛けたものは公開している。他には見積もりもあり、それは約四百件以上あるので出していない状況である。

学校給食のしくみ

議員 学校給食について平成十七年度から小・中学校は給食センターで共同調理した給食になったが、給食センターで共同調理することのメリットについて教えてください。

市長 学校給食の地産地消による食材の地元産利用は地域経済の活性化は基より旬な食材を新鮮なうちに食べられ、地

元の食を利用することで地域の愛着にもつながる利点があると考えている。今後も食材の安全確保の面からも地産地消を積極的に推進して安全な食材購入を図っていききたいと考えている。

所長 共同方式のメリットは、人件費削減や施設設備の維持管理、食中毒防止等の衛生的な面、食材の一括購入、食材の安さなど保護者負担の経費削減がメリットである。

議員 給食センターで使われている材料の負担率はどれくらいか。品目で教えていただきたい。

所長 阿久根産の地産率は八・六％、これは阿久根を含んでいる数字で出水地産では三十九・三％、鹿児島県産は四十七・二％である。品目は、えきのきだけ、たけのこ、もやし、きゅうりなど二十九品目ある。

議員 田代小学校のような小規模の特認校で、試験的に完全地産地消給食を実施するとして予想される課題は何か。

市長 特認校の完全産地給食を実施する場合、新たに施設の建築や人件費が必要となり、

仮に給食センターで完全地産による別献立の計画及び調理をする場合、少人数でも手間は一緒であり、新たに人員の配置の必要がある。現在調理業務は民間委託しており、業務内容について契約の中で示しており、契約の変更が生じることになる。



給食センター

新型インフルエンザ対策について

議員 国内外で感染者が拡大している新型インフルエンザだが市の対策は、どのようになっているか。昨日市長が阿久根市にも一人の感染者が出たと言われたが、詳しいことを教えていただきたい。現在の市内の感染者の報告はあるか。

市長 新型インフルエンザ対策

は四月に新型インフルエンザ対策会議を行い、現状と今後の対策について協議し、ホームページにて新型インフルエンザに関する情報提供し、五月号の広報にも掲載した。

五月の課長会で風評被害の予防の再確認を行い、対策本部の設置を行った。新型インフルエンザ対策に関連する連絡協議会が開催され、これを受け市の相談窓口対応として、電話受付簿の配備を行った。

五月号広報配布の際に新型インフルエンザ関係のチラシを全戸配布し、市長選挙の開票所全てに手指消毒液の設置を行なった。八月から県のインフルエンザへの対応が変更されたことを受け、八月号の広報とホームページにて対応の変更の通知を行なった。衆議院議員選挙で投票所全てに手指消毒液の設置を行った。

教育委員会では四月の発生時点で各学校に対して、発生報告を依頼し、八月に県のインフルエンザへの対応がされたことを受け、集団発生に係わる対応等を周知した。生きがい対策課では保育園でのインフルエンザ発生時対応マニュアルを作成し、各保育園

に配布した。同日、市役所全課の実務者レベルでの連絡会議を行った。九月には市役所窓口に来庁され、症状が診られる方に配付するマスクを設置し、九月の広報配布時に新型インフルエンザ関係のパンフレットを全戸配布した。現在、市で発見されたインフルエンザの一件は新型ではなかった。

議員 感染者が出た場合、どのような措置を取られるのか、市内の医療機関のワクチンの在庫状況が分かれば教えてください。

市長 感染者が出た場合の措置は、医師の指導により症状が軽い場合は自宅療養、重症患者の場合は入院の措置が取られる。同一施設内で七日以内に二人以上の感染の疑いの事例が出た場合は、学校及び保育施設では関係機関と連絡を取って臨時休業の検討をすることになっている。

議員 救急救命士などに予防接種は済んでいるか教えていただきたい。

市長 市内医療機関のワクチンの在庫状況は供給量が未定であり、まだ入っていない。救急救命士などの予防接種は、

ワクチンの供給が未定であるので、予防接種は済んでいない。

**質問者 中面幸人議員
環境整備と防災対策について**

議員 地域農業振興連絡道路整備事業で計画中の折多地区活性化施設から国道三号への連絡道路の早期着工について、県が予算を付け、本年度で設計から施行まで工事完了予定であったものを市長は断った。委員会の席で一ヶ月以内にはつきりすると返事をいただいているので、今日その判断をお願いしたい。

市長 地域農業振興連絡道路整備事業の件は、以前は私が必要性が低いのではないかと、約二千四百三十万円かかる事業で、その半分を県が持ち、そして事業内容によって増えてきた場合は、県は見ないという内容である。あの道路は下の方から道路ができるばかりで、私は優先度が低いと認識しているので今着工の見通しは立てていない。

農政問題につて

議員 鳥獣被害防止対策について、市単独事業で予算を付けていただいたと聞いたが、被害状況も併せて説明をお願いしたい。

市長 鳥獣被害対策は現在阿久根と脇本の捕獲隊による銃と罠による捕獲と、鳥獣被害防止施設整備事業による電気柵設置などにより対応している。県の補助事業では地元の負担割合は三分の一と有利な条件であるものの、市民の要望とかけ離れたものがあり、このままでは耕作放棄地がさらに増えるので新年度を待たず今回の補正予算で市単独事業として計上した。

課長 被害状況は二十年度が農地森林被害の二千万円を計上した。十七年度からの推移を見ると森林は横ばい状態で約千万円ずつの被害が出ている。農地は徐々に増えている状況である。(梶尾農政課長)

高齢者対策について

議員 循環バスの運行は私の公約でもあり、市民も早い実現を願っているのですが、今の進行

状況を伺いたい。

市長 循環バスの運行についての現在の取り組み状況は、循環バスも含めて市の地形、集落の点在状況、路線バスの運行状況、運行に係わる経費など総合的に勘案し、市の特性に合った運行形態を進めているところである。今後は、効率な運行形態で事業実施するために運行事業者や地域住民の皆様と協議を進め、まず始めに高齢化率の一番高い大川地区で実証運行を行い、他の地区へと導入したいと考えている。

議員 緊急通報設置事業について、一人暮らしの高齢者や病気をもちの体の弱い方に対する要援護対策の緊急通報装置設置事業をお尋ねする。今後も少子高齢化、核家族が進む中、十分に検討すべきものと思うので、現在の状況についての説明をお願いしたい。

市長 緊急通報設置運営事業については、一人暮らしで緊急時に機敏に行動することが困難な高齢者や、身体障害者及び突発的に生命に危険な症状が発生する疾病のある方を対象に、緊急時の適切な救助と日常生活の安全の確保、不

安解消を図るため二十四時間体制で実施している。

実施状況は業者委託して、九月一日現在で四十八名が利用している。利用者負担は、緊急通報センター運営費として月額五百円、業者の端末機を利用する場合はリース料として月額五百円をプラスされ千円となるが、業者の端末機には火災報知地がセットになっている。四十八名のうち十五名が業者の端末機を利用され、三十三名が市保有の端末機を利用している。

市が業者に支払う委託金額は、業者の端末機分は月額千円、市保有分は月額三百四十円の基、本料金に保守点検一回に付き、二千円が加算される。当初の見込みより利用者が少ない状況なので広報等に努めたい。

質問者 檳柑幸雄議員
市長の政治姿勢について

議員 第四十五回衆議院議員選挙で民主党が圧勝し、鳩山新連立政権が誕生した。この中で三党合意により様々な問題を解決することで合意に達

したが、速やかなインフラ工ザ対策、災害対策、緊急雇用対策、消費税税率の据え置き、郵政事業の抜本的な見直し、子育て、仕事と家庭の両立の支援するということでの子供手当の創設、高校教育を實質無償化するそういうのを盛り込んでいく。年金、医療、介護など社会制度を充実。高齢者対策の強化と労働者派遣法の抜本改正。地域の活性化。地球温暖化対策の推進。日米地位協定の改善。日本国憲法をきちっと守って保障する制度を実行すること等十項目に渡っての合意を行なっているが、鳩山政権のもとでこういう合意形成をしていることに、市長は今度の政権に対してどう思っているか。今後、市政運営をするに当たり今回の新政権の誕生について市長はどのように思っているか、その見解を求める。

市長 民主党政権についての見解は、様々な対策、以前からの要望、国民から求められていたものをマニフェスト等を出してやるということ、これは望ましいことと思っっている。いろいろやっていただければいいのかという気がす

る。懸念はあるが言わない方がいいと、今の段階では思っている。要望は、外交で負けて輸入をしなければならなくなり、過疎が進む状況が作られてきているわけなので、その部分というのははしつかりと腰を据えてやっていけるのかなと、そこが大変大きなポイントになったりすると思っ

議員 市職員の人事について住民サービスを効率的に進めていくためには適正な人員の配置が必要である。今後効率的な人事を行なうためにも、定年等で退職者が出てくるが、当然、職員採用は必要である。今後の職員採用について、どのように考えているか伺いたい。

市長 人員配置について一人新人職員を入れれば、三億二千万円掛かり、十人で三十二億円、それをやっていく元気がない。採用しないでこらえて臨時、嘱託や市民のサポーターみたいな形で、正規職員を極力入れない方向でやっていかなければならないという危機感がある。

議員 市長が職員の人件費等について各課に貼り出した紙を

剥がしたことで、懲戒処分した職員がいるが、その職員が行なった行為は、市長が議会の不信任決議によって失職をした段階で行なわれ、当時の市長職務代理者は、今回は一回目だということで不問にして処分をしないとして、改めて各課に掲載をした。さらに、

市長が再び当選され六月一日に就任された段階では張ってあったわけで、職務代理者が処理したことを新しい市長が改めて処分するのは、処分の乱用に当たると思うが、市長の見解を求める。

市長 貼紙を剥がした職員については処分権の乱用とは考えていない。私の政策を真正面から否定し、私が再選してから顛末書を提出させ、その中でも反省もしていない。市長の方針、政策を否定する職員が市役所内にはいけない。それを認めることは、命令の否定を公認することになる。それでは組織は維持できない。そういうことで処分した。裁判所でどうこうあっても私はそれを変えるつもりはない。

議員 人事問題で降格したり、昇格したが、基本的には人事評価制度をもって処理するこ

とになっているが、評価制度をどのように活用しているか、お尋ねしたい。

市長 人事評価制度は、先ほどの議論などあったとおり機能していない。適切な評価が出ていない状況にある。これは見直しについているんな手を使って考える必要があると思う。

議員 退職手当の関係であるが、市は、平成十八年四月で阿久根市職員退職勧奨実施規定を設けている。この第二条で五十歳から六十歳未満の人で定年時点で退職をすることでその三条で四月一日から九月三十日まで申し出た場合は勧奨退職として取り扱いをするという規定があるが、七月三十一日をもって退職希望した職員についてそれが適用されなかったことは、市長が自ら定めた実施規定に反する行為だと思っているし、昨日からの質疑でも市長が判断すると言っているが、市長が個々に判断するというのは、地公法第十三条の平等取り扱いの原則に反するのではないかと思うが、市長の見解を求める。

市長 退職手当は、最初の勧奨手当、その規則の件であるが、

退職手当組合に入る時に、嘘の説明を前市長がした。説明では退職金はこの組合に入ることで変らないという説明があり、議会にはなんの話もしないで勝手にこの規則を決めて、私たちが知った時にはもう支払われ、三年間やってきた。私が市長になった時にこれは取り消した。その勧奨は、本来の意味のとおり、辞めて頂きたい、辞めて頂くべき方に退職金の上乗せをするというところで適用する勧奨制度の規則に変更した。

農業問題について

議員 雨が降らずに渇水状態であり、阿久根の基幹作物に多大な被害が出ており、農家も必死になって頑張っているが、皆さんの力では解決できない部分があり、阿久根の基幹産業や食料の自給率を高めることから一定の助成措置が必要であると思うが、その渇水問題について市長はどのような行政策を考えているかお聞きしたい。

市長 当市でも四月十五日から約二週間、第一次の渇水対策

を行い、さらに九月三日から第二次の渇水対策を行っている。第一次の渇水対策では水田の水不足で要望があり、第二次の渇水対策では柑橘類の生育が心配であるとのことから要望があった。現在地域の状況を見ながら、県やJ.A鹿児島いずみと協議し対策を検討している。

雇用対策について

議員 私は六月議会で失業者問題、出水市のパイオニアやNECの厳しい雇用環境の中で、阿久根市も窓口を設置して具体的対策を講じる必要があるし、失業者が相談に来たら適切な指導をする窓口開設を言ったが、具体的に設置をされたか、どのような活動をしているか、今日までの状況についてお尋ねしたい。

市長 雇用対策については、現在、雇用対策本部等の組織は作っていないが、求人票は市民ホールパソコンで閲覧が出来るようになったほか、四月から市民相談室に雇用支援協力を配置し、関係者の利便性が図られ、大変喜ばれて

いる。これまで求職活動の実績認定をした件数は九月十一日現在で延べ七百二十二人と なっている。また、協力員の業務は求職活動の実績認定のほか、相談者からの申し出による求人票の写しの交付や求人票のハローワークいずみへの問い合わせが主な業務である。今後、求職者数や景気の動向等を考慮し、雇用対策本部等の設置は検討していきたい。

質問者 山田 勝議員

市民生活向上と市民生活の実態について

議員 私は、多くの市民に心豊かな生活の向上をしていただくために、まず市民所得の生活の実態を知る必要があると思っております。

農業所得、漁業所得、民間の給与所得者、年金受給者の受給額の実態、各層毎の金額と人数、そして生活に苦しい中で病気になる医師に掛かれないためには、国民健康保険税の納入、納税が出来ないために、国保税の未納

ため交付保留されている市民の実態もお尋ねしたい。

市長 市民所得の実態について、市民税の所得割りの納税義務者数は七千七百八十一人、総所得金額の合計は百八十三億四千五百五十六万六千円、納税義務者一人当たりでは約二百三十五万八千円である。

農業所得の実態は市民税の所得割りの納税義務者数は五十九人、総所得金額の合計は一億六百四十六万七千円、納税義務者一人当たりは百八十万五千円である。

漁業所得の実態は市民税の所得割りの納税義務者数は三百五十三人、総所得金額の合計は八億八千九百三十八万六千円、納税義務者一人当たりでは約二百五十二万二千円である。民間の給与所得者の実態は、給与所得者の全体では市民税の所得割りの納税義務者数は六千三百三十九人、総所得金額の合計は百五十四億七千八百八十七万四千円、納税義務者一人当たりでは約二百四十四万二千円である。

年金受給者の受給額の実態は平成二十年分の公的年金等受給者数は八千八百五十九人、受給総額は八十九億五千三百

二十八万円、受給者一人当たりでは約百一万千円である。

このうち平成二十一年一月一日現在では六十五歳以上は七千七百三十四人、受給総額は八十一億七千二百五十八万八千円、受給者一人当たりでは約百五十六万六千円であり、六十五歳未満は千二百二十五人、受給総額は七億八千三百二十万二千円、受給者一人当たりでは約六十九万六千円である。

国民健康保険は、他の保険制度に属さない自営業者や無職の方々が加入している。八月末の加入世帯数は四千三百三十二世帯で、そのうち資格証明書該当者は八十五世帯百十八人となっている。資格証明書の発行の要件は、一つは十分な負担能力があるが保険

税の年額の二分の一以上の滞納がある方で、世帯数で全加入世帯及び被保険者の二%程度となっている。二つ目が納付相談、指導に応じない方で滞納額が増加している方。三つ目が納付相談指導で取り決めた納付計画、分割納付等有何の理由もなく履行しない方である。また、中学生以下の子供には、一般の保険証を六ヶ月単位で発行している。発

行に当たっては訪問等で納付相談を行うが、納付相談に応じない方や、分割納付等の制約を何の理由もなく履行しない方がほとんどであり、やむなく発行している。世帯の実態は年齢別では五十代が四十三世帯、次に四十代、六十代の各二十世帯となっている。

職業別では無職が三十世帯、社会保険等がない会社員が二十三世帯となっている。滞納原因では所得が四十八世帯、納税意識欠如が二十三世帯となっている。

行政改革の推進について

議員 市長は、二回目の職員の給与の公表をしたが、市民の反応は驚くばかりである。市長の感想と平成二十年度の基準需要額の中での人件費の算定額をお尋ねしたい。職員の人事管理について、職員は主権者である市民の共有財産である。しかし、公表された給与表を見る限り、主権者である市民は納得いかない。出張や時間内に終わらない仕事、職員の能力、時間外勤務の許可は誰がするか教えていただ

きたい。

市長 人事管理であるが、市長の権限に属する事務の決済は阿久根市事務決済規程で定められている。出張などの命令は市内、県内、県外等に区分し、主管課長や総務課長及び副市長が決裁する。また、時間外勤務や休日勤務の命令は各課等の課長が決裁し、課長等は総務課長が決済する。実態は各職員の上司が管理監督をした上でこのことが前提になっているということである。

課長 基準財政需要額における給与費の関係が、平成二十年市の当初予算額は九十六億四千六百万円であるが、これに掛かる基準財政需要額の算定は五十五億千四百五十一万六千円となっている。この中で給与の基準財政需要額は単位費用に含まれる給与費の単価というのがあるが、これを基に算定すると、約十六億円と試算される。なお、基準財政需要額は、標準的条件の地方団体が地方行政を行ったり、標準的な施設を維持する場合に要する経費を算定している。自治体独自の需要に掛かる経費等は算定してい

ないことを申し添える。

(花木財政課長)

議員 十月十日の本会議で濱崎議員が教育委員会任命の議案の質疑の中で教育総務課長が島原市に公用車で出張し、帰りに飲酒をして公務員、教育委員として失格という意味の発言をした。マスコミの取材で飲酒はしていないと否定され、その後本会議で弁明した。その出張を取り切った課長はどのような状況であったか説明をお願いしたい。

課長 島原市の出張を取り切った課は企画調整課であり、当時、私が課長でその大会にも参加した。質問の中の始めからアルコールを積み込み足りなくなつて途中で買い足した件については、当時企画調整課では一切行っていない。

飲酒について、公用車中であつたことは事実である。

(上野総務課長)

議員 木下議員が市民会館で教育総務課長の飲酒の状態を叱責したが、どのような会議だったのか関係課長に実態を伺いたい。

市長 木下議員が非難した飲酒のことであるが、確か三月十

日まつりのことである。

課長 教育総務課長が市民会館

で飲酒したとの木下議員の発言については、平成二十一年度あくね三月十日祭りの日である。中央公園で実施予定だったが、雨天のために急ぎよ

市民会館の大ホールに移し開催した。その時に実行委員会
で用意したアルコールを参加者に振舞うことを目的としたアルコールを飲酒したものである。(佐潟生涯学習課長)

議員 本会議でみなみ保育園の

民間の移管について、関係議案が提案してある。地方公務員法第二十八条で免職できると定めてあるのにも関わらず、今まで公務員は簡単には辞めさせられないということでは、現在も勤務をしている状態である。この件は論議をしてきたが、市長はこれをどのようにされるのかお尋ねしたい。

市長 みなみ保育園の民間委託

は、法律に基づいて処理する予定である。今までは、市役所の中に入れて正規職員にしてしまったということがあったが、今回はしないつもりである。

会 期 日 程

会期

九月四日から十月一日までの二十八日間

九月四日 本会議

○ 会議録署名議員の指名

○ 会期の決定

○ 諸般の報告

○ 委員長報告

○ 報告・一般議案・条例・補正予算(提案説明)

九月十日 本会議

○ 報告・一般議案・条例・補正予算(質疑)、陳情

○ 委員長報告

九月十一日 委員会

○ 一般議案、条例、補正予算、陳情等についての審査

九月十六日・十七日 本会議

○ 一般質問

九月二十四日 本会議

○ 委員長報告、表決

十月一日 本会議

○ 委員長報告、表決

主な議案の内容

※ 議案第二十八号

教育委員会の委員田野美恵子氏が平成二十一年九月三十日をもって任期満了となるので、その後任として、輿水正人氏

を任命しようとするもの。

議案第二十九号

固定資産評価審査委員会の委員赤木勝久氏が平成二十一年九月三十日をもって任期満了となるので、更に同氏を選任しようとするもの。

議案第三十号

現在の指定袋及び指定袋に係る一般廃棄物処理手数料を廃止し、市民生活の負担軽減を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。

議案第四十一号

平成二十一年度末をもって公立の保育園を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

人 事 案 件

※同意されたもの

◎ 教育委員会の委員の任命について

輿 水 正 人 氏

◎ 固定資産評価審査委員の任命について

赤 木 勝 久 氏

※ 不同意されたもの

◎ 教育委員会の委員の任命について

餅 越 ます子 氏
長 深 田 悟 氏

陳 情 書

※採択されたもの

◎ 根比海岸線の浸食防止策を求める陳情書

◎ 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情

※趣旨採択されたもの

◎ 環境センター(じん芥処理施設)の早期移転を求める陳情書

◎ 景気対策及び雇用対策としての公共工事の発注についての陳情

意 見 書

※可決されたもの

◎ 阿久根市の根比海岸の浸食対策を求める意見書

◎ 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書

他市からの視察

☆ 平成二十一年十月二日

静岡県藤枝市議会 経済消防委員会(八名)

(中山間地域総合整備事業について又は特定法人貸付事業について)

☆ 平成二十一年十月十三日

鹿児島県南大隈町議会 議会運営委員会(十名)

(インターネットを使つての議会のライブ中継について)(会議録検索システムについて)

お 知 ら せ

◎ 議事録の閲覧について、本会議の質問や答弁内容を詳しくお知らせになりたい方は、市立図書館で「市議会会議録」をご覧ください。

市のホームページでも平成十五年第三回市議会定例会からご覧になれます。

※ 議会だより、議会傍聴に関するお問い合わせは、市議会事務局まで。

TEL (七二)〇八一五
FAX (七二)二〇二九

本会議の様様をインターネットで生中継

市のホームページ(URL=http://www.city.akune.kagoshima.jp/)平成20年第1回定例会から中継録画もご覧になれます。